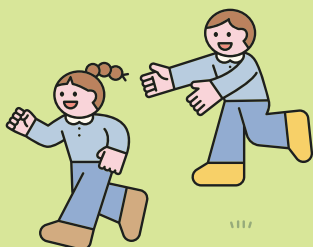
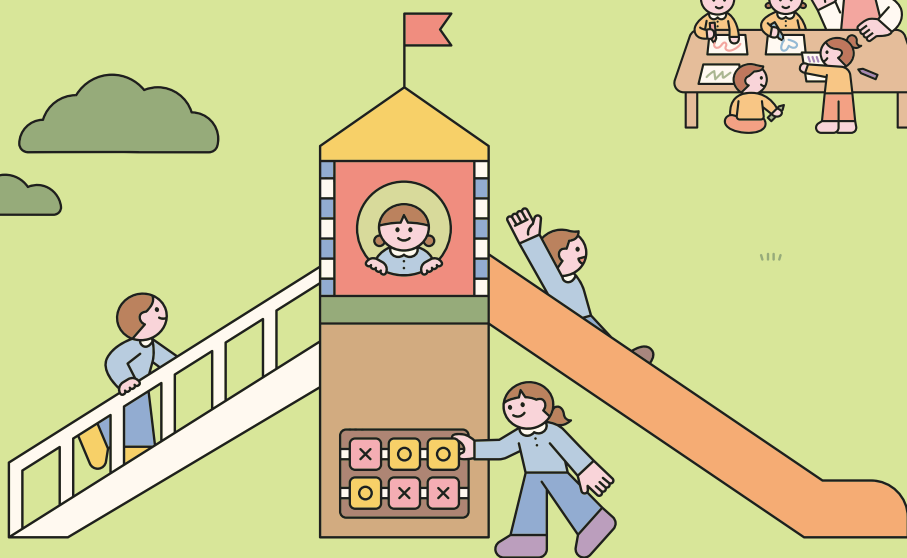


第3期 松野町子ども・子育て 支援事業計画



令和7（2025）年3月
愛媛県松野町



「こども」の表記について

「こども」「子ども」「子供」の言葉は、法令での用法に沿って記載します。
準拠する法令がないケース、固有名詞以外では、「こども」と記載します。

目次

第1章 計画の概要.....	1
【1】計画策定の背景と趣旨	1
【2】計画の位置付け.....	2
【3】計画の期間と対象	2
【4】計画の策定方法.....	3
第2章 本町の子育てを取り巻く現状.....	4
【1】人口等の動き	4
【2】教育・保育施設・事業の利用状況	11
第3章 本町の現状から見る課題	12
【1】第2期計画の取組内容から見る課題と方向性.....	12
【2】ニーズ調査から読み取れる課題	20
第4章 計画の基本的な考え方	32
【1】基本理念.....	32
【2】基本目標.....	32
【3】計画の体系図.....	34
第5章 本町の子ども・子育て支援施策.....	35
【基本目標1】子育て家庭を支える環境づくり.....	35
【基本目標2】親と子の健康づくり.....	38
【基本目標3】配慮が必要な子どもへの支援	40
【基本目標4】生きる力を育む学びの場づくり.....	44
【基本目標5】こどもにやさしいまちづくり	46
第6章 教育・保育事業と地域子ども・子育て支援事業の提供体制.....	48
【1】教育・保育提供区域の設定	48
【2】量の見込みの算出について.....	48
【3】教育・保育事業の量の見込みと確保方策.....	49
第7章 計画の推進.....	56
【1】計画の推進体制.....	56
【2】進捗状況の点検・評価	56
資料編	57
1. 松野町子ども・子育て会議条例	57
2. 松野町子ども・子育て会議委員名簿	58

第1章 計画の概要

【1】計画策定の背景と趣旨

近年、女性の社会進出や働き方の多様化により、子育てをめぐる家庭や地域の状況は変化し続けています。わが国において、これまで少子化対策としてさまざまな取組を行ってきましたが、若い世代が結婚したり、子どもを産み育てたりする将来展望や、子育てへの不安などが影響し、少子高齢化の進行阻止には至っていません。

令和5（2023）年4月に「子ども基本法」が施行し、すべての子どもが健やかに成長できる社会をめざし「子ども家庭庁」が創設されました。また、12月には「子ども大綱」が閣議決定となり、子どもや若者の最善の利益を第一に考え、子どもや若者、子育て当事者等の意見を取り入れながら、「子どもまんなか社会^{*}」を実現する施策を推進していくこととしています。

令和6（2024）年4月、「児童福祉法」改正施行により、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「子ども家庭センター」の設置に努めることとされています。また6月には、「子ども・子育て支援法」改正法が成立し、「子ども誰でも通園制度」の創設が示されています。さらに、「子どもの貧困対策推進法」が「子どもの貧困の解消に向けた対策推進法（子どもの貧困解消対策法）」に改正されました。現在の貧困解消だけでなく、将来の貧困を防ぐこと、親の妊娠から出産、子どもが成人になるまでの段階に応じ、切れ目のない支援が行われることの対策強化をめざしています。

松野町では、これまで「第2期松野町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期計画」という。）を策定し、さまざまな施策に取り組んできました。令和6年度で計画期間が終了となることに伴い、すべての子どもと子育て家庭を社会全体で支援する体制をめざし、「第3期松野町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

本計画は、国や県の方向性に基づき、これまでの取組を検証・評価し、新たな課題に対応し、アンケート結果に基づく町民の意識やニーズ、子ども・子育て会議における審議等を踏まえて策定しています。

※「子どもまんなか社会」とは…

次代の社会を担うすべての子どもや若者の権利を保障し、健やかな成長を社会全体で支えることで、将来にわたって幸福生活を送ることができる社会のこと。

■子ども基本法に定められた6つの基本理念

子ども施策は、**6**つの基本理念をもとに行われます。



1 すべての子どもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。

2 すべての子どもは大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。

3 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。

4 すべての子どもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、子どもの今とこれからのにとって最もよいことが優先して考えられること。

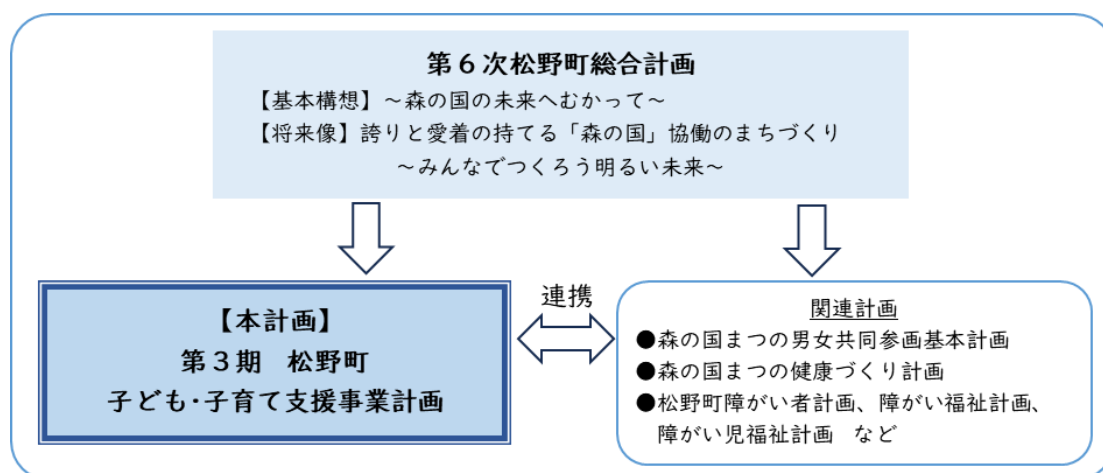
5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しい子どもも、家庭と同様の環境が確保されること。

6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

【2】計画の位置付け

本計画は「子ども・子育て支援法[※]」に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、「次世代育成支援対策推進法」の規定による「市町村行動計画」の役割を担っています。また、母子の健康水準を向上させるための取組を推進する国民運動計画「健やか親子21」の趣旨を踏まえた計画となっています。更に、愛媛県の「愛媛県こども計画（仮称）」との整合に配慮するとともに、本町の最上位計画である「第6次松野町総合計画」をはじめ、「森の国まつの健康づくり計画（第3次）」や「松野町障がい者計画、第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画」等、町の策定する他の計画との調整を図り、新たな課題にも対応できるよう柔軟に計画を推進します。

【本町における計画の位置づけ】



※「子ども・子育て支援法」とは…

ここでは、「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」の総称として表記しています。

「子ども・子育て関連3法」は、「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律のこと。

【3】計画の期間と対象

本計画は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間を計画期間とします。なお、量の見込みや確保方策などに変更の必要性が生じた場合は、期間中であっても見直しを行うものとしてします。

計画の対象は、町内に居住するすべての子どもとその家庭を対象とします。特に妊娠期から18歳未満の子どもとその家庭を重点的な対象とします。施策によっては18歳以上の若者や子育て支援に関わる町民、団体、事業者なども含めて幅広く対象となる場合があります。

また、すべての子どもの健やかな成長を支援するという観点から、障がいのある子どもや外国籍の子ども、経済的困難を抱える家庭の子どもなど、特に配慮が必要な子どもとその家庭についても、きめ細かい支援を行います。

【4】計画の策定方法

1. アンケート調査の実施

町民の子育てニーズを把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、就学前児童及び小学生のいる家庭を対象とするニーズ調査（アンケート調査）を実施しました。

【アンケート調査の概要】

調査名称	松野町 子ども・子育て支援に関するニーズ調査			
調査対象	就学前児童／町内に居住する0歳から小学生入学前までのこどもがいる家庭 小学生／町内に居住する小学生のこどもがいる家庭			
調査方法	郵送配送・郵送回収			
調査期間	令和6（2024）年10月			
配布・回収状況		全体		
			就学前児童	小学生
	配布数	154件	67件	87件
	有効回収数	119件	49件	70件
	有効回収率	77.3%	73.1%	80.5%

2. 松野町子ども・子育て会議

計画の策定にあたり、「子ども・子育て支援法」及び「松野町子ども・子育て会議条例」に基づき、関係団体の代表者や有識者、行政機関の職員などで構成する「松野町子ども・子育て会議」において、本計画の内容について審議しました。

3. パブリックコメントの実施

町民から広く意見を心得て本計画に反映させることを目的とし、パブリックコメントを実施しました。

期 間：	令和7（2025）年3月12日（水）～3月24日（月）
意見提出数：	0件（0人）

第2章 本町の子育てを取り巻く現状

【1】人口等の動き

1. 人口の現状

(1) 人口・世帯数の推移

本町の総人口は、年々減少を続け、令和6（2024）年3月末日現在、3,535人となっています。平成31（2019）年から約400人の減少（平成31（2019）年を100%とした場合89.9%）しています。1世帯あたりの人口数を示す世帯人員は、平成31（2019）年の1.94人から令和6（2024）年で1.85人となっています。

【人口・世帯数の推移】

	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
人口（人）	3,932	3,842	3,792	3,726	3,649	3,535
世帯数（世帯）	2,029	2,012	2,007	1,992	1,978	1,913
世帯人数（人／世帯）	1.94	1.91	1.89	1.87	1.84	1.85
人口増減率（%）	100.0	97.7	96.4	94.8	92.8	89.9
世帯数増減率（%）	100.0	99.2	98.9	98.2	97.5	94.3

注：増減率は、平成31(2019)年を100.0%とした場合の各年の割合を示します。

資料：「松野町の人口・世帯数の推移（各年3月末日現在）」

(2) 人口動態

人口の動きである「人口動態」をみると、出生と死亡の差からみる「自然動態」は、近年、死亡者数が出生数を上回っています。転入と転出からみる「社会動態」は、転出超過で推移していましたが、令和5（2023）年では、転入超過に転じています。

令和5（2023）年では、自然動態が80人減少し、社会動態が1人増加で、合計79人の人口減少となっています。

【人口動態】

（単位：人）

	自然動態			社会動態			人口動態 (g)
	出生数(a)	死亡者数 (b)	(c)	転入(d)	転出(e)	(f)	
令和元(2019)年	16	89	-73	416	421	-5	-78
令和2(2020)年	13	90	-77	223	250	-27	-104
令和3(2021)年	22	82	-60	160	167	-7	-67
令和4(2022)年	12	83	-71	375	387	-12	-83
令和5(2023)年	8	88	-80	347	346	1	-79

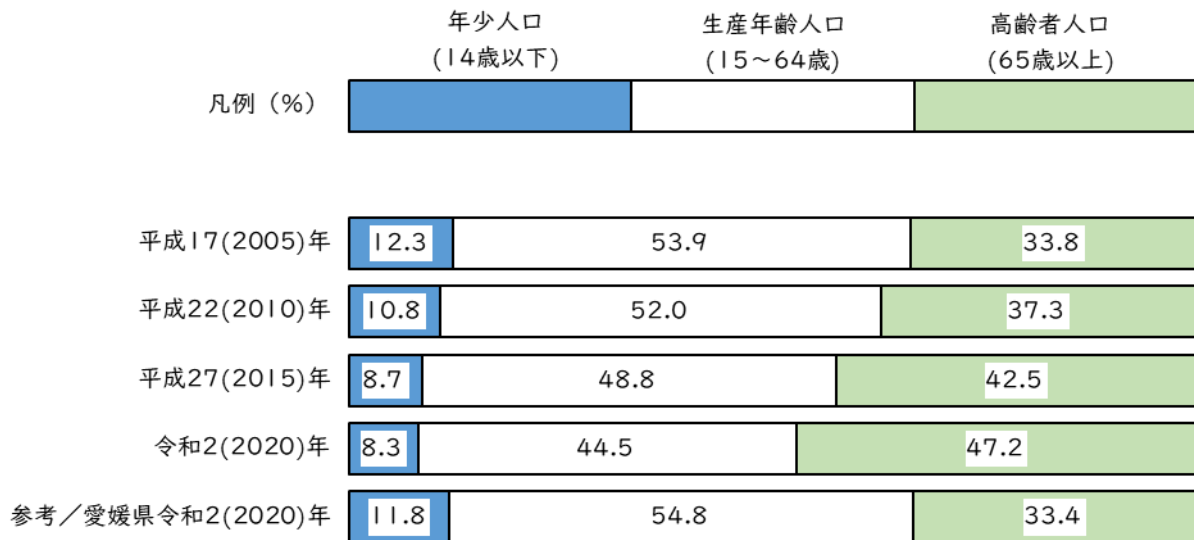
注：(c)=(a)-(b)、(f)=(d)-(e)、(g)=(c)+(f)

資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（各年1月から12月分の移動状況）

(3) 年齢別人口

年齢別の人口構成比をみると、令和2（2020）年では年少人口（14歳以下）は8.3%、生産年齢人口（15～64歳）は44.5%、高齢者人口（65歳以上＝高齢化率）は47.2%となっています。高齢化率は県平均を大きく上回り、少子高齢化が進行しています。

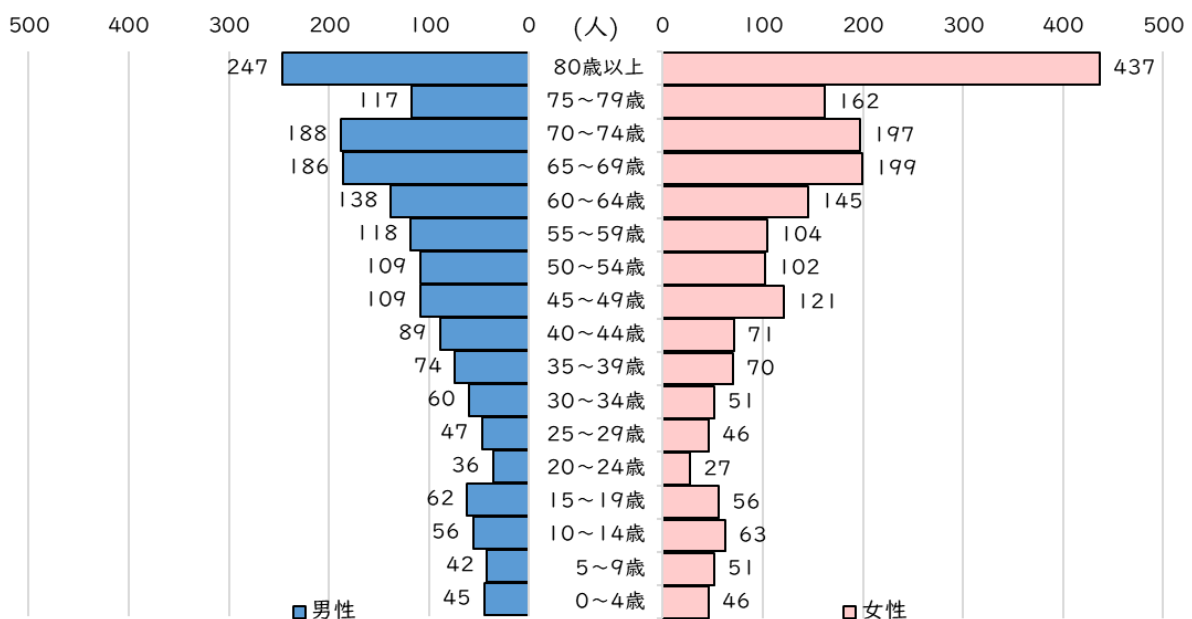
【年齢3区分人口構成比】



資料：各年国勢調査

さらに年齢を5歳階級別でみると、男女共に20歳代前半で一度人口が減少し、階級毎に徐々に増加しています。また、60歳代後半を中心とする「団塊の世代」が多くなっています。80歳以上になると、女性の人口が男性を大きく上回り、差が目立っています。

【年齢5歳階級別人口】



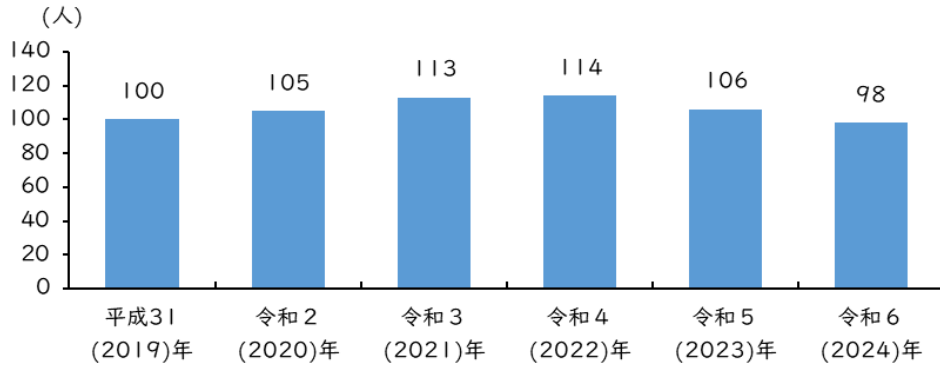
資料：令和2年国勢調査

(4) こどもの人口推移

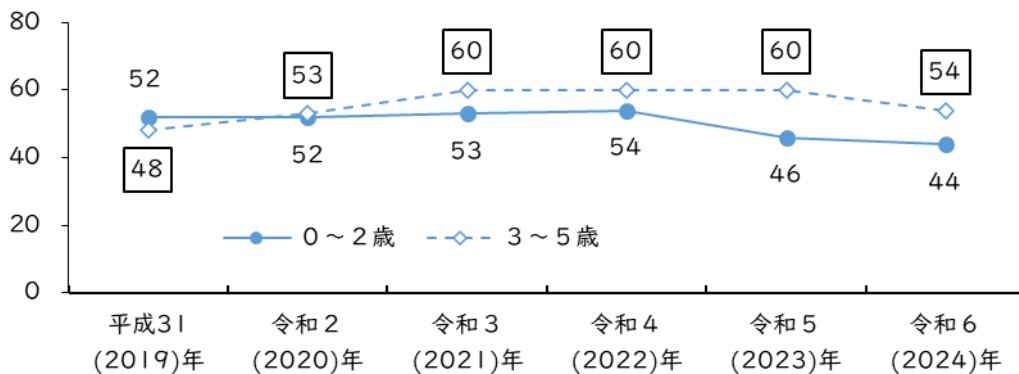
本町の5歳以下のこども人口の推移をみると、令和5（2023）年までは100人以上で推移していましたが、令和4（2022）年より減少し、令和6（2024）年では98人となっています。

また、平成31（2019）年では0～2歳の合計人数が3～5歳の合計を上回っていましたが、令和2（2020）年以降では0～2歳の合計は3～5歳の合計より少ない状態が続いています。

【こどもの人口推移（0～5歳合計）】



【こどもの年齢別人口推移】

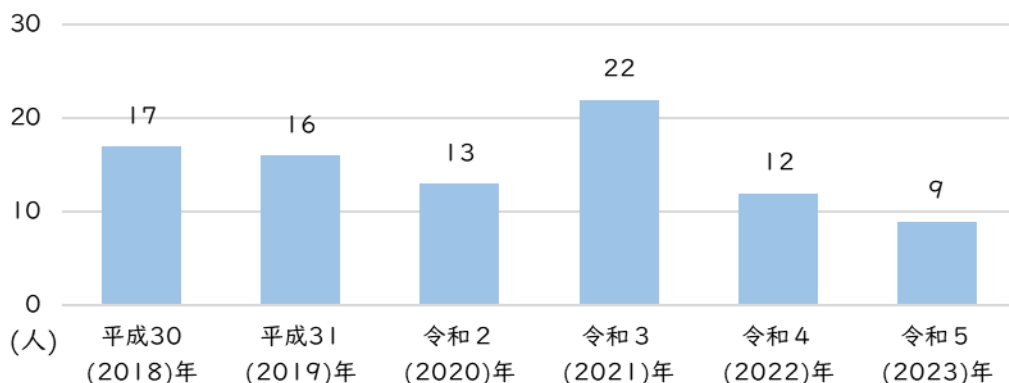


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）（外国人含む）

(5) 出生数の推移

本町の出生数は、緩やかな増減を繰り返しながら10人以上を維持しながら推移していましたが、減少傾向にあり、令和5（2023）年では9人となっています。

【出生数の推移】



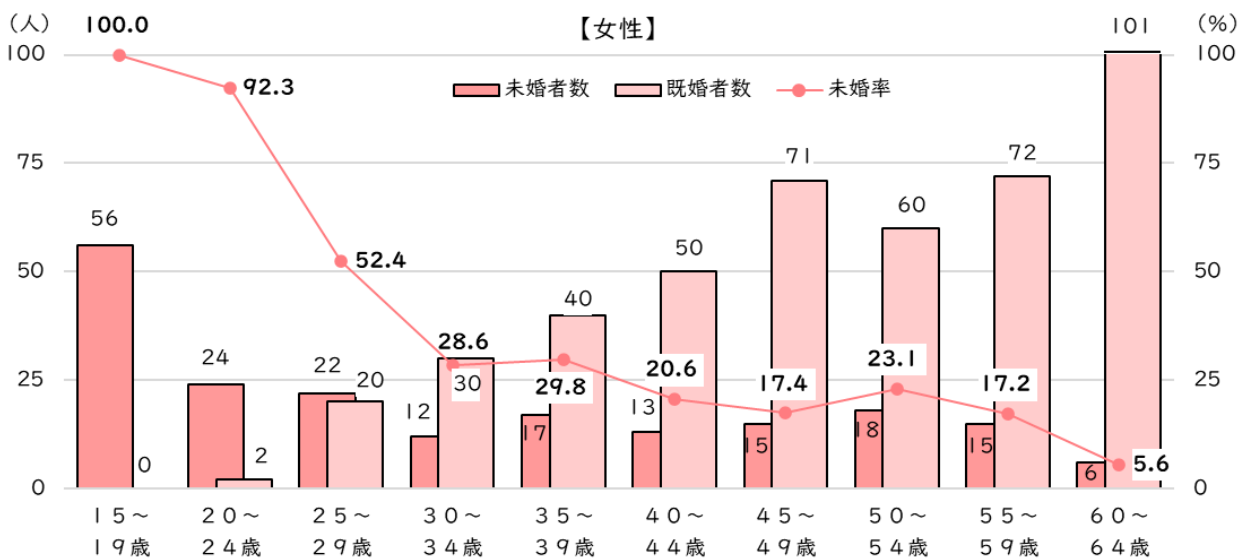
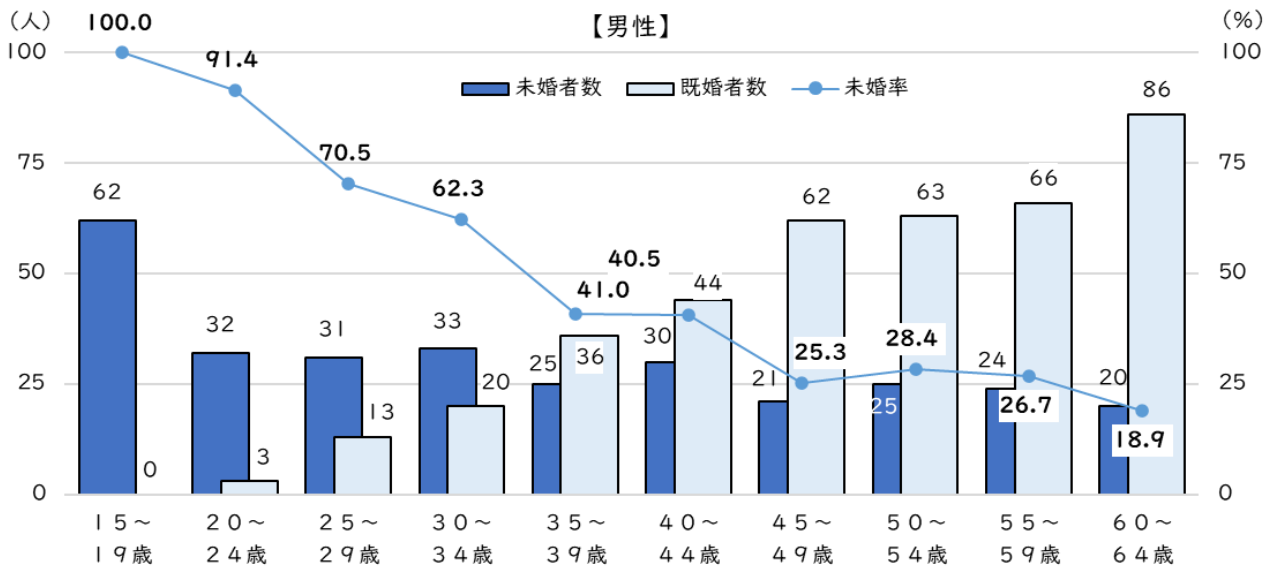
資料：各年人口動態調査

2. 婚姻の状況

本町の未婚者数と既婚者数を年齢別にみると、男性の場合、30歳代前半までは未婚者数が既婚者数を大きく上回り、30歳代後半になると逆転することから、30歳代が婚姻の中心的年齢層であることが分かります。

女性の場合、20歳代後半でほぼ半数が既婚となり、30歳代前半から既婚者数が未婚者数を上回っています。

【年齢別未既婚者数と未婚率】



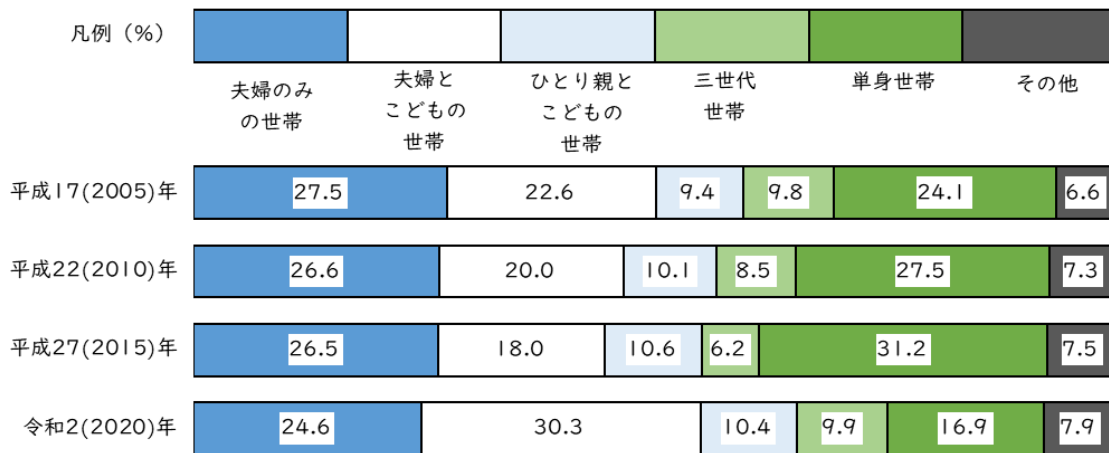
資料：令和2年国勢調査

3. 世帯の状況

(1) 世帯構成

世帯構成について、平成17（2005）年から令和2（2020）年までの推移で見ると、「夫婦とこどもの世帯」「ひとり親とこどもの世帯」「三世帯世帯」は増加していますが、「単身世帯」は大幅に減少しています。

【世帯構成の推移】



資料：各年国勢調査

(2) ひとり親家庭の状況（20歳未満のこどもがいる世帯）

令和2年における、本町の20歳未満のこどもがいるひとり親家庭は、58世帯となっています。そのうち母子世帯が48世帯（82.8%）と大半を占めています。

【ひとり親家庭の状況】

	平成22(2010)年	平成27(2015)年	令和2(2020)年
ひとり親家庭（合計）	30世帯	34世帯	58世帯
母子世帯数	26(86.7%)	25(73.5%)	48(82.8%)
父子世帯数	4(13.3%)	9(26.5%)	10(17.2%)

資料：各年国勢調査

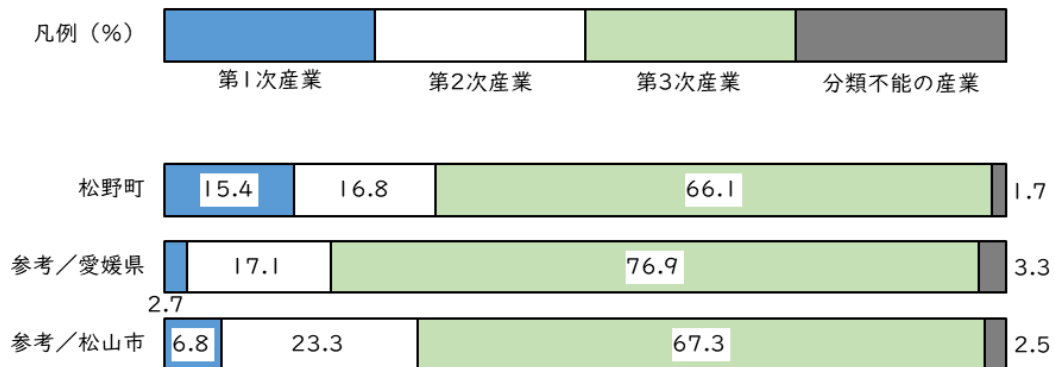
4. 就業の状況

(1) 就業構造

産業別就業者構成比をみると、令和2（2020）年では第1次産業の割合が15.4%、第2次産業が16.8%、第3次産業が66.1%となっています。愛媛県全体と比べ、第1次産業の割合が高く、第2次産業、第3次産業の割合が低くなっています。

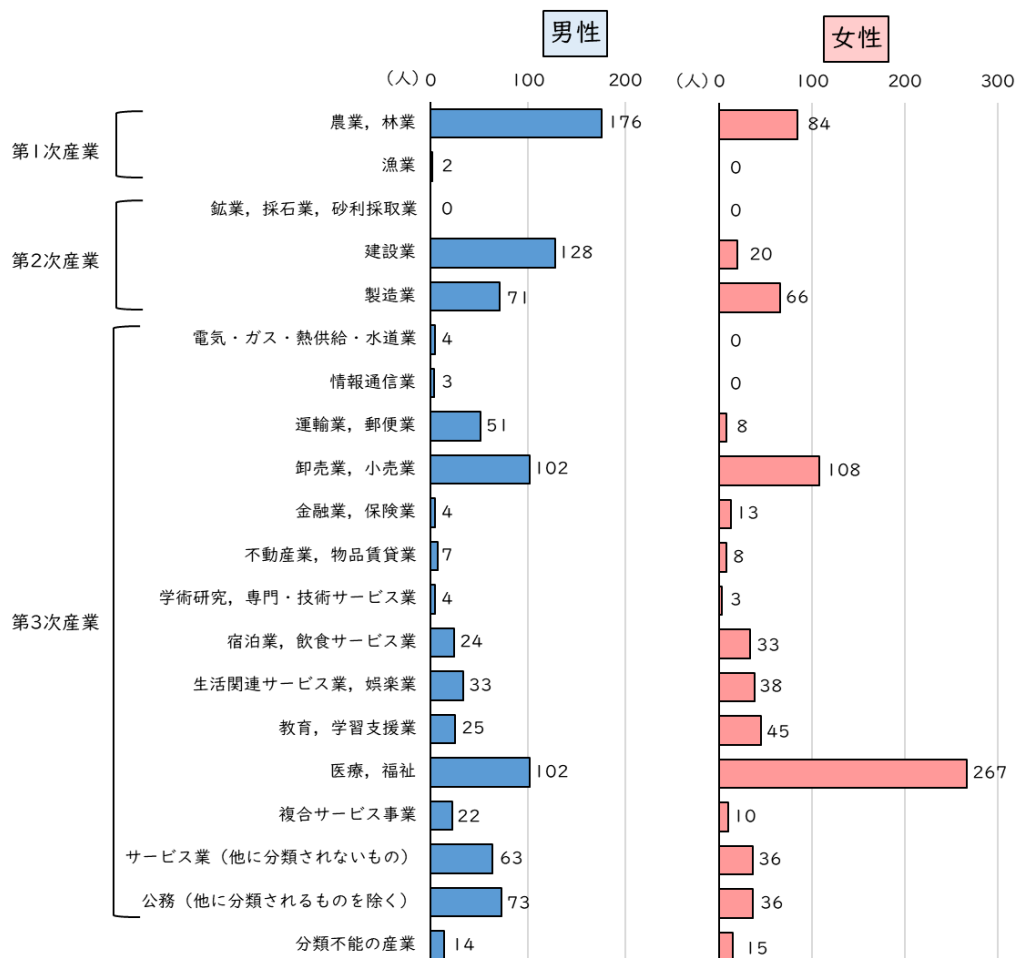
産業大分類別でみると、男性は女性に比べ「農業・林業」「建設業」「運輸業・郵便業」などが多く、女性は「医療・福祉」で男性を大きく上回っています。

【産業別15歳以上就業者構成比】



資料：令和2年国勢調査

【産業大分類別15歳以上就業者数】

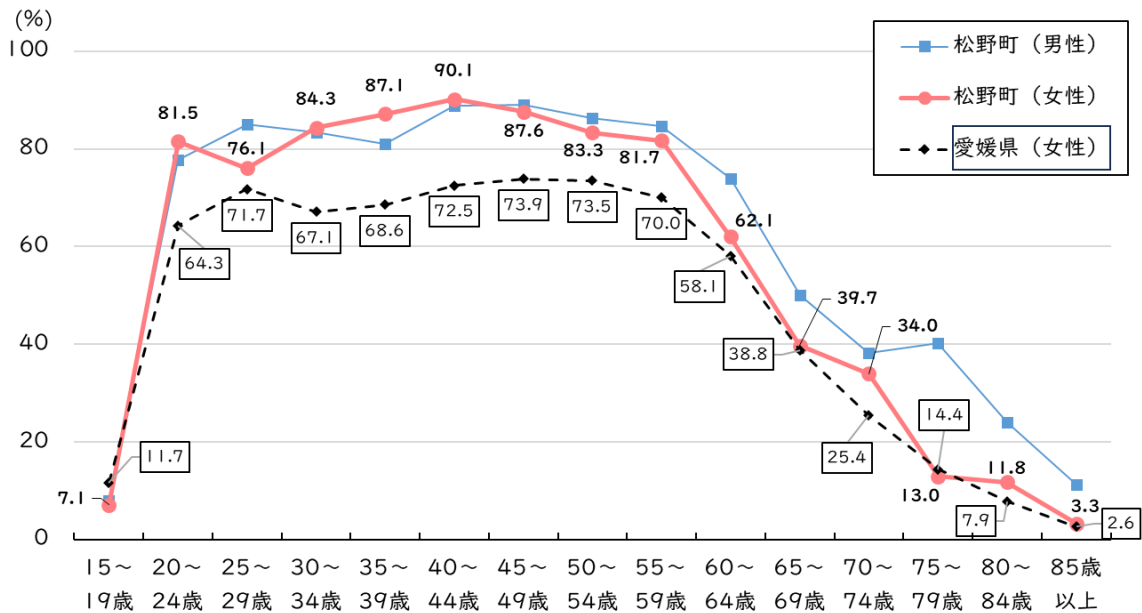


資料：令和2年国勢調査

(2) 年齢別就業率

本町における女性の就業率をみると、20歳代後半の「婚姻～子育て開始時期」に一旦低下し、その後、再び上昇をみせる「M字カーブ^注」の状況がうかがえます。

【年齢別就業率（県比較）】

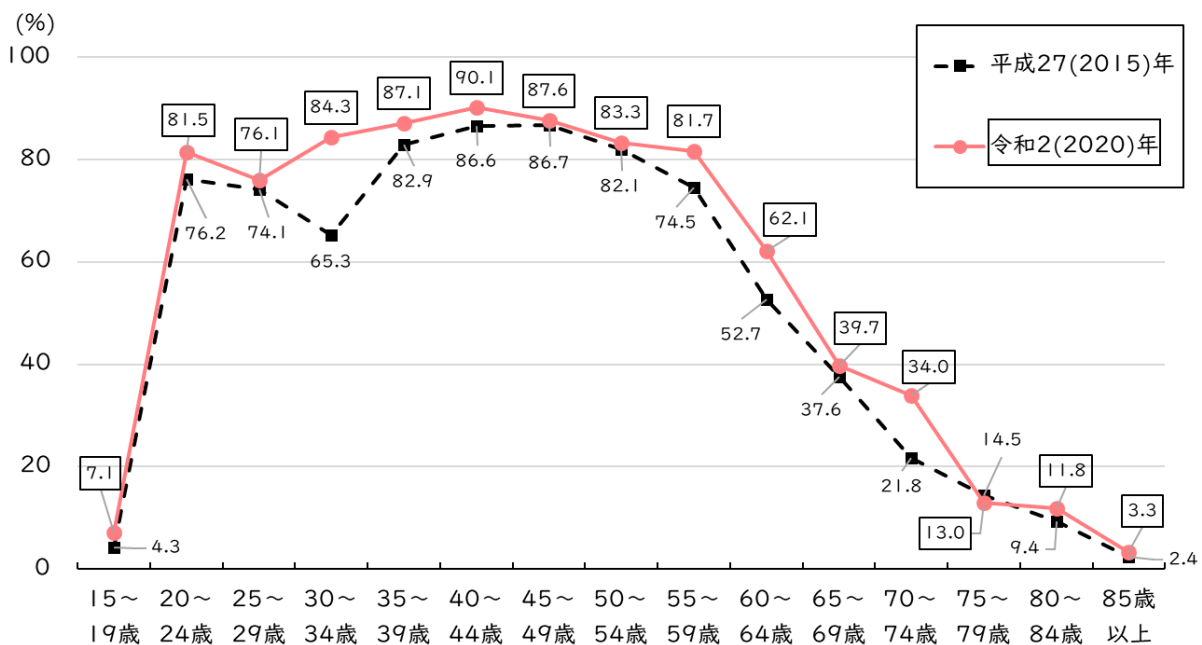


注：日本の女性の就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、例えば30歳代前半を谷とし、20歳代後半と30歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。

資料：令和2年国勢調査

本町の女性の就業率は、平成27（2015）年に比べ全体的に増加しており、共働き世帯が増えていることがうかがえます。30歳代後半の就業率が上昇しましたが、20歳代後半の就業率は低い状況が継続しています。

【女性の年齢別就業率】



資料：各年国勢調査

【2】教育・保育施設・事業の利用状況

1. 教育・保育事業の利用状況

本町の教育・保育事業の実績値については、下表のとおりです。

(単位：人)

		令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
1号認定*	3～5歳	0	3	4	3	1
2号認定*	3～5歳	49	49	55	56	56
3号認定*	2歳	12	18	16	17	14
	1歳	15	13	12	13	16
	0歳	4	4	1	3	2
合計		80	87	88	92	89

※子ども・子育て支援法における「保育の必要性の認定」による区分。

2号認定者は保育の必要性がある3歳以上の就学前の子ども。3号認定は保育の必要性がある3歳未満の子ども。

1号認定は、幼稚園など保育を利用しない教育を希望する3歳以上の就学前の子ども。

2. 地域子ども・子育て支援事業の利用状況

本町の地域子ども・子育て支援事業の実績値については、下表のとおりです。

事業名	単位	実績				実績 (見込み)
		令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
1 延長保育事業	人	17	17	32	21	46
2 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)【低学年】	人	14	22	28	32	37
	人	4	3	3	7	8
3 子育て支援短期利用事業	延べ人	0	0	15	18	15
4 地域子育て支援拠点事業	延べ人	431	516	209	76	73
5 一時預かり事業(幼稚園在園者(1号認定)3～5歳)	延べ人	0	0	0	0	0
	延べ人	0	0	0	0	0
	延べ人	0	9	45	2	16
6 病児・病後児保育事業	延べ人	0	0	0	0	0
7 ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)	延べ人	0	0	0	0	0
8 妊婦健康診査事業	人	20	18	7	13	13
9 乳児家庭全戸訪問事業	人	15	22	9	12	14
10 養育支援訪問事業	人	0	0	0	0	0

第3章 本町の現状から見る課題

【1】第2期計画の取組内容から見る課題と方向性

子育て支援に関連する取組は、教育・保育分野をはじめ、学校教育や保健、福祉部門、生涯学習部門、商工労働部門等、さまざまな分野との連携や調整が必要です。

本町では、第2期計画に基づき施策を実施しており、各担当部署においては、定期的にその進捗状況を点検し、問題点や課題を抽出して次年度の取組に反映させています。

本計画の策定にあたり、第2期計画の「施策体系」に沿って、これまでの主な取組内容及び今後の取組の方向性（課題）を整理しました。

【参考／第2期計画の施策体系】

【基本目標1】 子育て家庭を支える環境づくり	基本施策 1 多様なニーズに応じた受け入れ体制の整備 基本施策 2 保育サポートの充実 基本施策 3 子育て情報の提供と相談支援の充実 基本施策 4 子育てのネットワークづくり 基本施策 5 仕事と子育てを両立できる環境づくり
【基本目標2】 親と子の健康づくり	基本施策 6 妊娠期からの切れ目のない支援 基本施策 7 親子の健康づくり
【基本目標3】 配慮が必要な子どもへの支援	基本施策 8 ひとり親家庭への支援 基本施策 9 障がいのある子どもへの支援 基本施策10 児童虐待防止対策の推進 基本施策11 経済的支援と子どもの貧困対策の推進
【基本目標4】 生きる力を育む学びの場づくり	基本施策12 確かな学力を育む教育の推進 基本施策13 健全育成の推進 基本施策14 地域で子どもを育む環境づくり
【基本目標5】 子どもにやさしいまちづくり	資本施策15 子どもの遊び場の確保 基本施策16 良好な生活環境と定常の促進 基本施策17 子どもの交通安全対策 基本施策18 子どもの防犯・防災対策

基本目標Ⅰ 子育て家庭を支える環境づくり

基本施策（１）多様なニーズに応じた受入体制の整備

【これまでの主な取組内容】

- 多様化する保育ニーズや保護者の就労ニーズ等をふまえ、ICTシステムの導入、土曜保育の受入、施設の大規模改修を実施しました。
- 幼児教育の質向上のため、キャリアアップ研修への参加、保育士の処遇改善に努めました。
- 令和２年度より、地域に幼稚園がない等の理由で、施設を利用できないⅠ号(教育)認定のこどもを、虹の森保育園にて保育を開始しました。
- Ⅰ号認定、Ⅱ号認定、Ⅲ号認定については、ニーズ調査結果における保護者の利用希望や過去の利用実績等を勘案し、計画期間内における必要利用定員総数を設定しました。
- 令和７年１月２０日より、病児・病後児保育を開始しました。

今後の主な取組の方向性*

- 誰でも通園制度の実施と安定的かつ持続的な保育制度の維持【発展】
- 保育士の人材確保と資質向上、処遇改善の実施【発展】

※継続して取り組む内容も含む。（以下同様。）

基本施策（２）保育サポートの充実

【これまでの主な取組内容】

- 保育短時間認定を受けた場合でも、保育標準時間までの延長保育を実施し、延長保育料の一部免除を実施しています。
- 放課後児童クラブ、子育て支援センターにおいて、児童や未就園児とその保護者を対象に事業を実施しています。
- 令和６年度に森の国児童センターを建設しました。（令和７年４月から放課後児童クラブを実施する場所を変更）

今後の主な取組の方向性

- 保護者の就労ニーズに応じた適切なサービスの検討【継続・発展】
- 人材確保と職員の資質向上、相談支援の充実【継続・発展】

基本施策（３）子育て情報の提供と相談支援の充実

【これまでの主な取組内容】

- 妊娠・出産・子育てにわたり、切れ目のない支援や相談ができる、「子育て世代包括支援センター」を設置しました。
- 町ホームページや県の子育てサイト「子育てきらきらナビ」で情報提供を行っています。
- 保健や福祉等の子育て関連施策の情報は、広報誌や町ホームページ、子育て応援パンフレットを活用して周知しています。
- 保育サービス等の情報は、虹の森保育園のホームページやICTシステムを利用して、園児の活動の様子などを保護者に向けて情報を発信しています。

今後の主な取組の方向性

- ニーズに応じた適切な情報提供の検討【継続】
- こども家庭センターの設置についての検討【継続・発展】

基本施策（４）子育てのネットワークづくり

【これまでの主な取組内容】

- 学校運営協議会を年に３回（学期毎）開催し、学校と保護者及び地域住民等が学校運営の改善や児童生徒の健全育成、地域の活性化に取り組みました。
- 地域における保育所機能の充実を図るため、研修を実施し、職員全体の専門性の向上を図りました。
- 子育て家庭の見守りを行い、親子ともに孤立することなく、安心して子育てできる環境づくりに努めました。

今後の主な取組の方向性

- 学校支援ボランティア登録者募集の対策【継続】
- 関係機関との連携強化【継続】

基本施策（５）仕事と子育てを両立できる環境づくり

【これまでの主な取組内容】

- 男性の育児への参加率を高め、仕事と家庭の両立を実現する助けとなるよう、男性の育児休業の取得促進に努めました。
- 広報による啓発活動等を実施しました。

今後の主な取組の方向性

- 男女共同参画を重視した広報・啓発活動の実施【継続】
- 保育サービスの内容についての分かりやすい周知と利用促進【継続】

基本目標２ 親と子の健康づくり

基本施策（６）妊娠期からの切れ目のない支援

【これまでの主な取組内容】

- 安心して出産を迎えられるよう、妊娠期の過ごし方や子育ての知識など、妊娠、出産、子育てに関する相談や指導、役立つ情報の提供を行いました。
- 今後の子育てに向けて、親子の仲間づくりにつなげるための交流機会を提供しました。
- 不妊治療（特定・一般）に要した費用の一部を助成し、経済的負担の軽減に努めました。
- 自身の健康管理を目的に妊娠期だけでなく、産後ケア事業に取り組みました。

今後の主な取組の方向性

- 妊婦の母子健康手帳交付時の保健師による面談の実施【継続】
- 適正な妊婦一般健康診査受診の促進【継続】
- 妊婦及び新生児の保健師による家庭訪問の実施【継続】
- ３～５か月児、１歳６か月児、３歳児、５歳児への健康診査の実施【継続】
- 乳幼児健診受診率向上のための取組【継続】
- 乳幼児健診時の心理相談や問診内容の充実【継続】
- 親と子の心と体の健康づくりを目的とした育児相談や離乳食指導の実施【継続】
- 不妊治療に係る経済的な支援及び愛媛県特定不妊治療費助成事業の啓発【継続】
- 定期予防接種の接種勧奨及び感染予防対策の支援【継続】
- 父親等の子育てへの参画についての対策【継続】

基本施策（7）親子の健康づくり

【これまでの主な取組内容】

- 食べているものへの関心や興味を持ち、家庭における食育推進のための年長児を対象とした「げんキッズ事業」や地産地消を利用した保育園・学校給食の提供に努めています。
- 特別な支援を要する子の早期支援を行うため、年長児クラスの参観日において特別支援教育課程等について説明する場を設け理解啓発を実施しています。
- 「リレーノート」の活用や関係機関連絡会の開催等、こどもの発達段階に応じた教育に関する機会の充実を図りました。

今後の主な取組の方向性

- 家庭や学校等における食育の推進【継続】
- 使用媒体の検討【継続】
- 育児やこどもの成長、発達、健康管理等に関する正しい知識や情報を提供【継続】
- 健康診査、健康相談体制の充実、早期発見、早期対応、リレーノートの活用【継続】

基本目標3 配慮が必要な子どもへの支援

基本施策（8）ひとり親家庭への支援

【これまでの主な取組内容】

- 児童扶養手当をはじめとする各種手当の支給や医療費の助成を行い、ひとり親家庭の福祉の増進を図るとともに、制度の周知に努めました。
- 関係機関と連携し、ひとり親家庭の自立生活に必要な相談支援活動、資格取得の講座や就労支援を実施しました。

今後の主な取組の方向性

- 親子がともに安定した生活を営むことができる支援の継続【継続】

基本施策（9）障がいのある子どもへの支援

【これまでの主な取組内容】

- 町内で提供されているサービスや施設等が必要な人に適切に利用されるよう、効果的な情報提供を行いました。
- 庁内の関係課等による連携推進のため、「発達支援ケア会議」の発足、また、配慮を要するこどもの教育について協議を行う教育支援委員会に、町民課、保健福祉課（保健師）も参加し、情報提供・共有を行っています。
- 外部から講師を招き、教員、学校生活支援員を対象として研修を実施しています。

今後の主な取組の方向性

- 関係機関と連携した、支援を要するこどもの早期実態把握と適切な支援【継続・発展】
- 関係機関との連携強化と受入体制の整備【継続】
- 町公式ホームページや広報紙の回覧、防災無線等、さまざまな媒体を利用した保育サービス情報等の周知【継続】

基本施策（10）児童虐待防止対策の推進

【これまでの主な取組内容】

- 関係機関と連携して、個別ケース会議等を随時開催し、早期に対応を行っています。
- 必要に応じて、家庭訪問や見守りを行うなど、関係機関との連携を密に支援を行い、こどもへの虐待リスク要因を軽減する活動や子育て短期支援事業を実施する児童養護施設などの利用等、個々に応じた支援を行っています。
- 森の国人権の集いをはじめ、各種研修会の開催や、講演会等への参加を呼び掛けています。

今後の主な取組の方向性

- 関係機関との連携強化【継続】
- 見守り活動の推進と専門人材の確保【継続】
- 研修会の継続実施【継続】

基本施策（11）経済的支援と子どもの貧困対策の推進

【これまでの主な取組内容】

- 乳幼児用紙おむつが購入できる「松野町乳幼児用紙おむつ券」の交付、「出産祝金」の支給、県と連携した「松野町出産世帯応援補助金」の交付など、子育て世帯を応援しています。
- 国の制度に基づく保育料の無償化をはじめ、0歳から2歳児までの保育料については基準額の半額、全園児について主食、副食費を全額免除しています。
- 児童手当等の支給や医療費の助成などを行い、経済的負担の軽減を図っています。なお、医療費助成は、令和5年10月診療から対象年齢を18歳の年度末までに拡充しています。

今後の主な取組の方向性

- 事業の見直し、検討を行いながら、継続的な支援の実施【継続】
- 令和7年度より、「出産祝金」の支給を廃止し、県と連携した「松野町出産世帯応援補助金」の交付へ一本化し、継続支援の実施【発展】
- こども食堂の実施【発展】

基本目標4 生きる力を育む学びの場づくり

基本施策（12）確かな学力を育む教育の推進

【これまでの主な取組内容】

- 漢検、算数・数学検、英検の各種検定における受験料1回分を町にて負担し、学力向上の推進を行っています。（※中学生の英検に関しては、2回分まで補助）
- 1人1台端末や各種学習アプリの活用を通して、個々に応じた基礎基本の定着を図っています。
- 棚田学や山城学、株式会社松野中学校、まちおこしプロジェクトなど地域や学校の特色を生かした体験学習や課題解決学習を推進しています。
- 「分かる授業」をめざした授業改善の推進、アナログとデジタルの良さを取り入れた授業構築、授業力向上の取組（各校の授業交流会への参加、教育委員会の助言）に努めています。

今後の主な取組の方向性

- 事業の見直し、検討を行いながら、継続的な支援の実施【継続】
- 小中学校の教育課程のつながりの強化（小中合同の体験活動の設定、関連する指導内容の見直し）【継続】
- デジタルの有効活用と教職員に対する研修会の実施【継続】

基本施策（13）健全育成の推進

【これまでの主な取組内容】

- 小学校では認知行動療法の手法を活用した「こころのスキルアップ教育」を実施し、しなやかな考え方の基礎を育み、中学校では思春期教室を実施し、生命の大切さのみならず、自己・他者を尊重する気持ちを育む教育を推進しています。
- 小学校では「SOSの出し方教育」を実施し、学童期からの援助希求能力の向上を図り、地域住民や関係機関に対し「ゲートキーパー養成講座」を開講することで、支援者側の質の向上も図っています。
- 中学校では、日本赤十字社の「いのちの講座」、学校薬剤師や警察などを講師に迎え、薬物乱用防止教室を実施しています。

今後の主な取組の方向性

- 学校、家庭、地域の協力支援体制の強化【継続】
- 地域の実情に応じた特色のある学校教育の推進【継続】
- 各種研修会の開催【継続】

基本施策（14）地域で子どもを育む環境づくり

【これまでの主な取組内容】

- 学校運営協議会を年に3回（学期毎）開催し、学校と保護者及び地域住民等が学校運営の改善や児童生徒の健全育成、地域の活性化に取り組んでいます。
- 学校支援ボランティア制度を導入し、こどもの見守り、学習支援、環境整備等、多岐にわたり活用しています。LINEのオープンチャットを活用したボランティアの依頼、情報共有等を開始しました。
- 棚田学（東小）や山城学（西小）など地域や学校の特色を生かした体験活動を実施し、郷土の歴史や伝統を学ぶ機会の確保に努めています。

今後の主な取組の方向性

- 学校支援ボランティア登録者募集の対策【継続】
- 地域、家庭、学校が連携し、地域に根ざした特色ある学校づくり【継続】
- 知る機会の強化【継続】
- 教職員等の資質向上をめざした研修や研究事業の充実及び知識の共有化等の推進【継続】

基本目標5 子どもにやさしいまちづくり

基本施策（15）子どもの遊び場の確保

【これまでの主な取組内容】

- 令和4年2月の役場新庁舎開所に合わせて、「図書・学習コーナー」や交流スペース、キッズコーナー、授乳室を設けました。
- 広報や町ホームページ等を通じた情報提供に取り組みました。

今後の主な取組の方向性

- 多世代がつながる地域のコミュニティの場となるような遊び場の確保、検討【継続】
- 誰もが安心して利用できる安全対策【継続】

基本施策（16）良好な生活環境と定住の促進

【これまでの主な取組内容】

- 役場新庁舎にエレベーターや屋外にスロープを完備し、体の不自由な方や高齢者、車いす、ベビーカーを利用している方々がアクセスしやすいデザインを採用しています。
- 松野町住宅マスタープランに基づき町営住宅整備を行い、町営、公営住宅の入居者の募集や、空き家バンク等を活用した住宅の確保により定住促進に努めています。
- マルチワークという働き方を支援するため、移住者向けの「特定地域づくり事業協同組合」を設立し、就労支援に取り組んでいます。

今後の主な取組の方向性

- 町民が暮らしやすい社会をつくる、地域状況に沿ったバリアフリー化の推進【継続】
- 子育て世帯にも利用しやすい町営住宅等について、「松野町住宅マスタープラン」に基づいた整備【継続】
- 若者や子育て世代の定住促進、子育てしやすい環境整備に向け、若者定住促進住宅の建設の推進【継続】
- 少子化対策及び地域活性化の一環として、職業紹介等の就労支援施策の推進【継続】

基本施策（17）子どもの交通安全対策

【これまでの主な取組内容】

- 保育所や小中学校で、交通安全教室や避難訓練を実施しています。
- 交通安全運動期間における、街頭指導や交通パレードの実施、広報車両での交通安全の呼びかけを行っています。
- チャイルドシート着用を徹底しています。
- 「通学路合同点検」を実施し、各校が把握した危険箇所の現地確認を行い、早期改善に向け対応しています。また、地域からのカーブミラー設置要望への対応を行っています。

今後の主な取組の方向性

- 交通安全教室の実施及び、南海トラフ地震を想定した家庭、学校、地域や関係団体と連携した避難訓練の実施【継続・発展】
- 交通安全運動期間を重点に、交通パレードや交通指導により交通安全の呼び掛け、通学路や園児の移動経路の安全点検【継続】
- こどもを含めた交通弱者の安全対策の推進。交通マナーの向上に努めるとともに、安全な道路整備に努め、こどもや親子連れに配慮した、バリアフリー化の促進【継続】
- 関係機関と協議及び連携を図り、カーブミラーやガードレールの設置や補修【継続】

基本施策（18）子どもの防犯・防災対策

【これまでの主な取組内容】

- 毎月1回の安全点検を実施し、校内の危険個所の把握に努め、保護者や保護者や学校支援ボランティアによる登下校の見守りを実施しています。
- 定期的に、学校や保育所において避難訓練を実施し、普段から災害時に落ち着いて行動できるよう訓練しています。また、防犯教室等を通し、こどもたちの危機意識の向上に努めています。
- 毎年、備蓄食料を点検・補充し、賞味期限切れの備蓄品については指導に活用しています。
- 全園児用の防災ずきんの準備や、食品等の備蓄をするなどして災害に備えています。

今後の主な取組の方向性

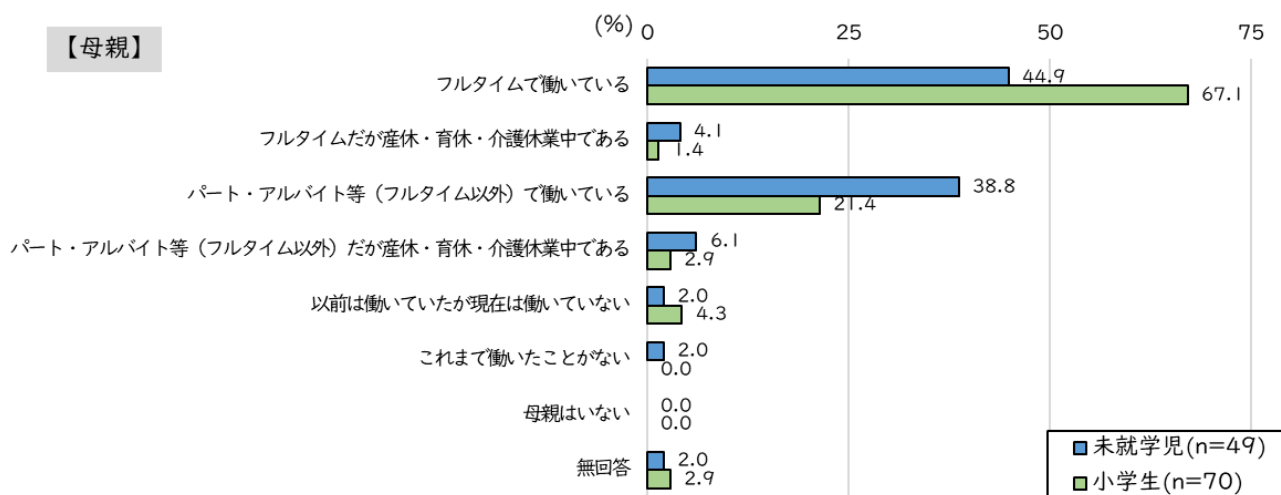
- 学校施設において安全な環境を確保するとともに、けがや犯罪被害からこどもを守るよう努め、安全、安心のまちづくりの推進【継続】
- 関係機関と連携し、緊急時にこどもが駆け込める場として、また地域でこどもを見守る体制として「まもるくんの家」の活動促進【継続】
- こどもの安全確保のため、保育所や学校において防犯教室や避難訓練の実施及び、普段からの防犯体制の構築【継続】
- 街頭巡回補導や啓発のための広報活動の実施及び、定期的な学校内での安全管理の点検、教職員の防犯訓練の実施、教職員の危機管理能力の向上を図るための研修の実施【継続】
- 地域の教育力の向上及び防犯のため、スクールガードの活動の充実及び、養成講習会の開催【継続】
- 保育所や学校における備蓄や、防災体制の整備【継続】
- 学校管理下で発生した事故や災害等の状況を把握し、その結果を踏まえながら、連絡体制及び共通した対応マニュアルの作成や早期更新【継続】

【2】 ニーズ調査から読み取れる課題

1. 保護者の就労状況について

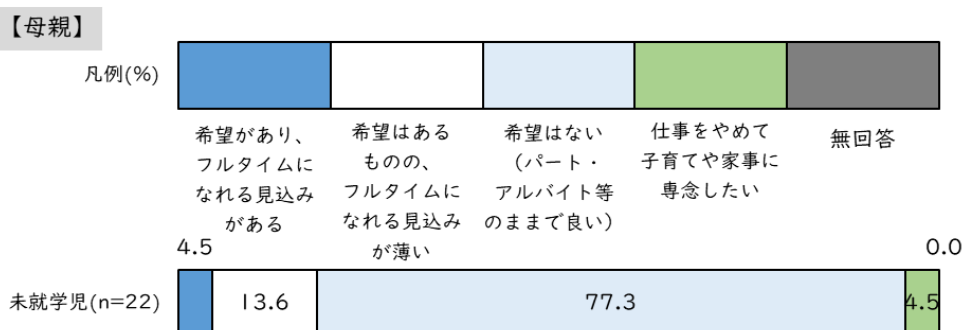
未就学児の母親の大半が現在就労しており、小学生になるとフルタイムで就労している割合は更に高まります。こどもの成長に伴い就労する母親が増えていく傾向がうかがえます。

【就労形態】

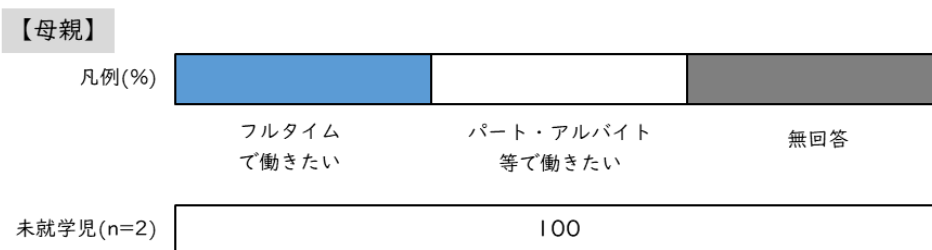


現在、パート・アルバイト等で就労している未就学児の母親の約2割が、フルタイムへの転換を希望し、現在、就労していない母親は、今後、パート・アルバイト等での就労を希望しています。

【母親のフルタイムへの転換希望】



【就労していない母親の就労希望】

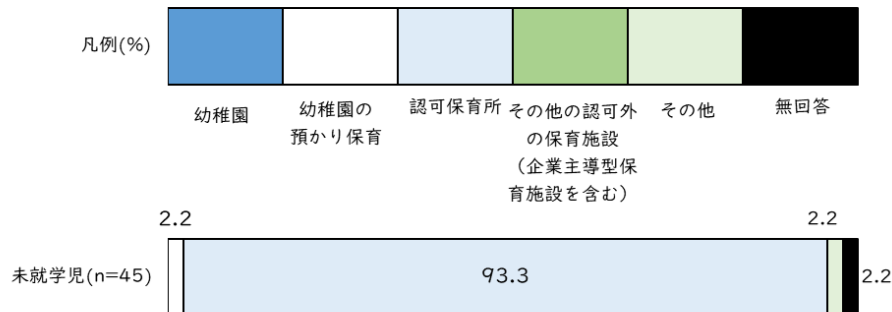


●こどもの成長に伴い、就労意欲のある母親割合が増加する傾向を見据え、今後の就労環境の整備と、就労ニーズをふまえた子育て支援策の充実が必要です。

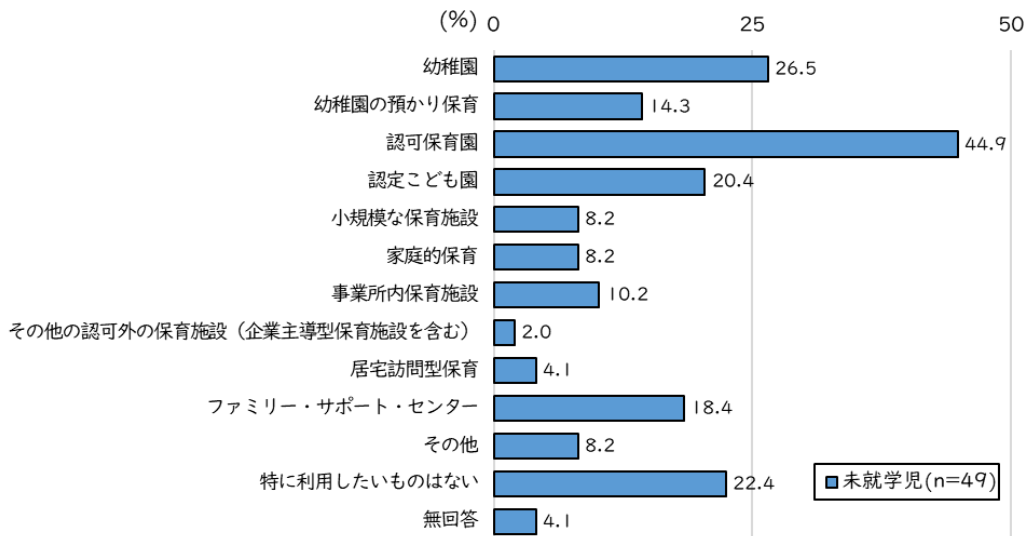
2. 子育て支援施設等の利用について

「認可保育所」の利用者が9割以上を占め、今後の利用希望でも「認可保育所」が約半数となっています。また、施設を利用する際に重視することでは、「教育や保育の内容」をはじめ、「自宅から近い」という立地条件などが多く回答されています。

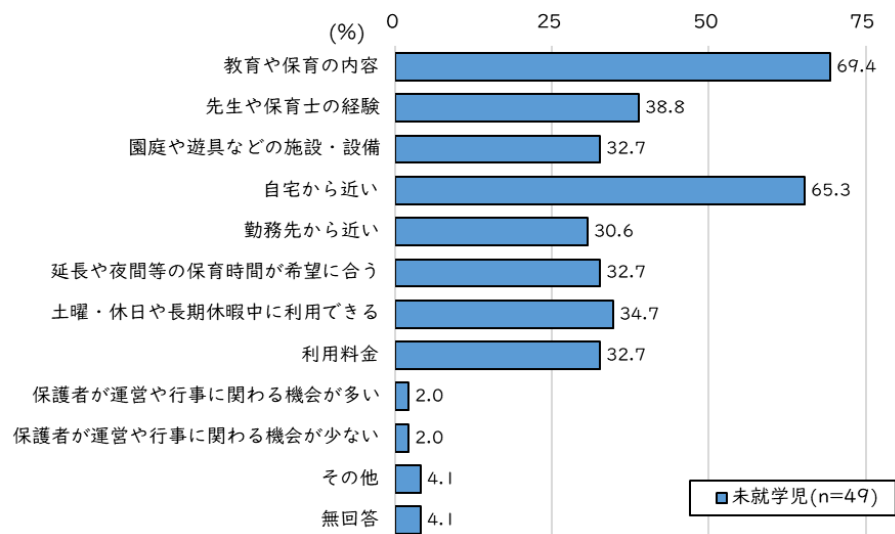
【子育て支援施設等の利用状況】



【子育て支援施設等の今後の利用希望】

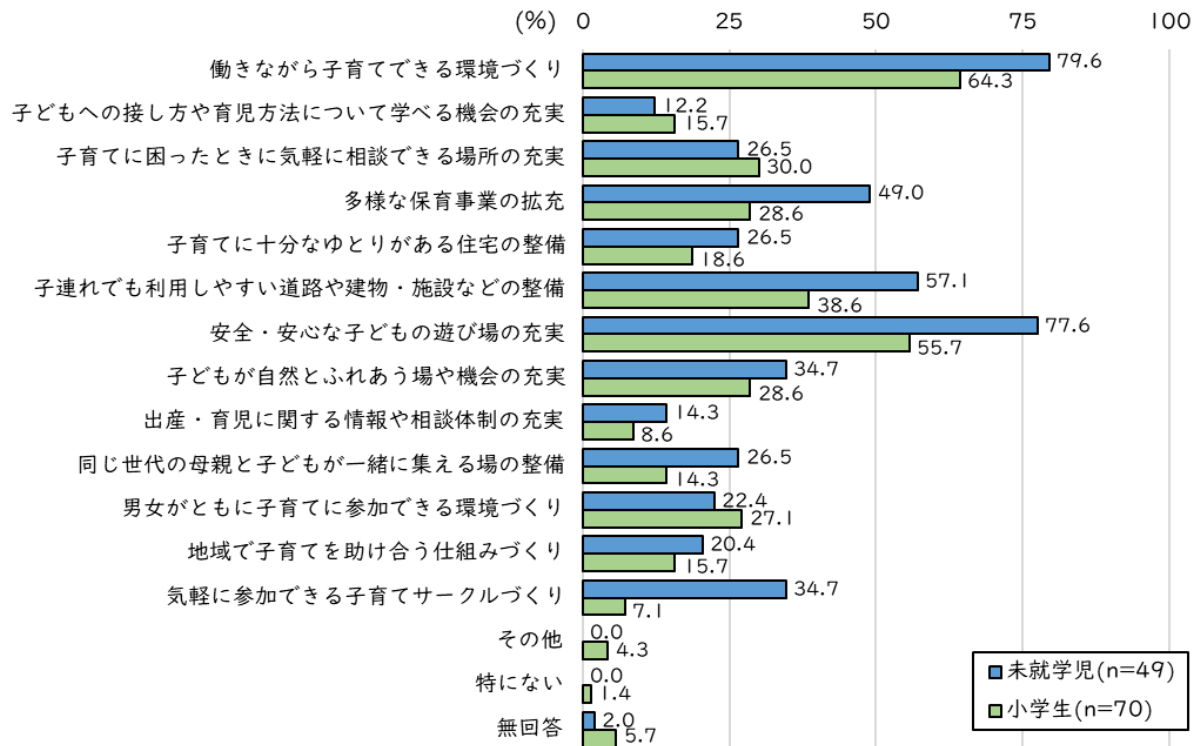


【施設を利用する際に重視すること】



子育てしやすい社会のために必要だと思う支援策をみると、未就学児・小学生の保護者共に「働きながら子育てできる環境づくり」「安全・安心な子どもの遊び場づくり」「子連れでも利用しやすい道路や建物・施設などの整備」の順で多く希望されています。

【子育てしやすい社会のために必要だと思う支援策】

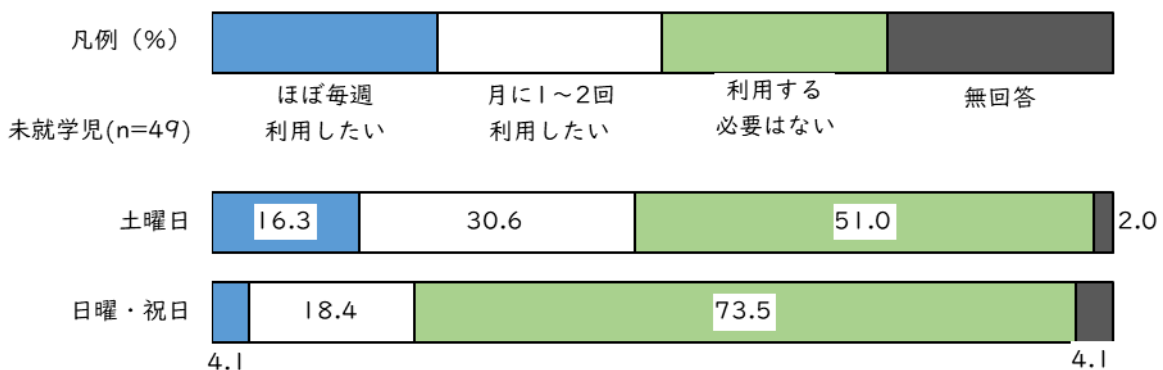


●保護者が働きながら子育てできる環境づくりが求められています。そのため、教育や保育を提供するための人材の確保や、技術、技能を含む質の向上も必要です。

3. 多様な保育サービスについて

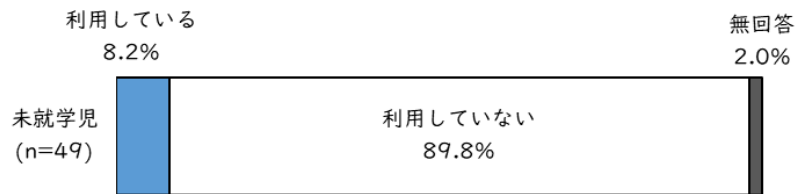
保育所等の土曜日の利用希望は約半数、日曜日や祝日は2割以上が「利用したい」と回答しています。

【休日の保育所などの子育て支援施設の利用希望】

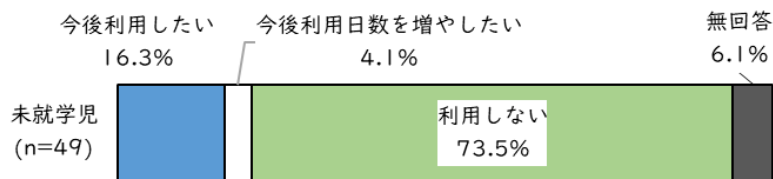


子育て支援センター（つくしんぼ）については、現在の利用は未就学児の1割程度です。今後の利用意向は、現在に比べ利用希望が多くなっています。

【子育て支援センター（つくしんぼ）の利用状況】

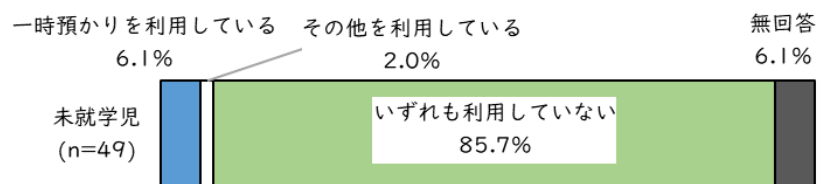


【子育て支援センター（つくしんぼ）の利用希望】

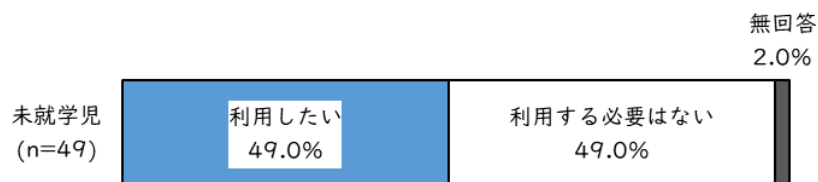


家庭でこどもをみている保護者の利用を中心とする「一時預かり事業」の現在の利用率は6.1%と僅かですが、今後の利用希望は約半数と高いニーズがうかがえます。また、宿泊を伴う預かりが必要となった割合も一定程度みられました。

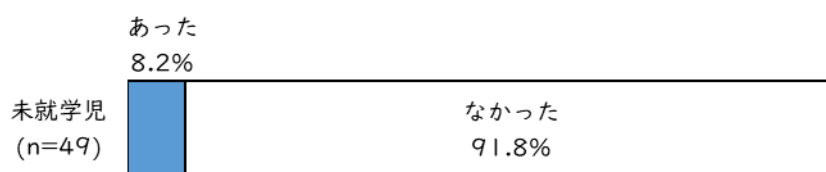
【預かり保育の利用状況】



【預かり保育の利用希望】

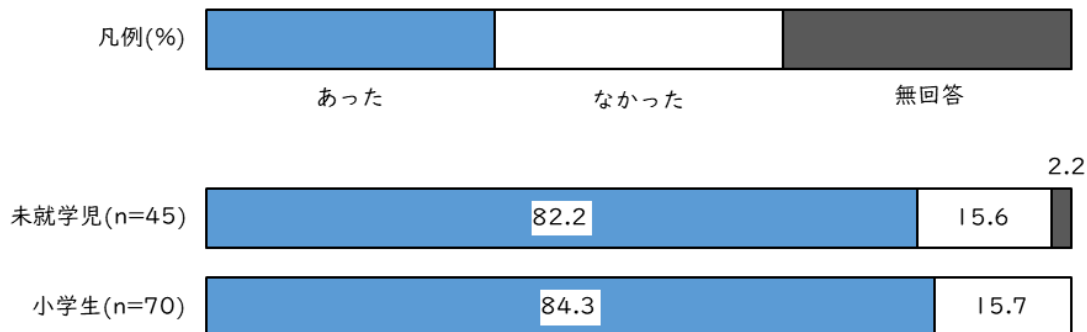


【宿泊を伴う預かりが必要な状況】

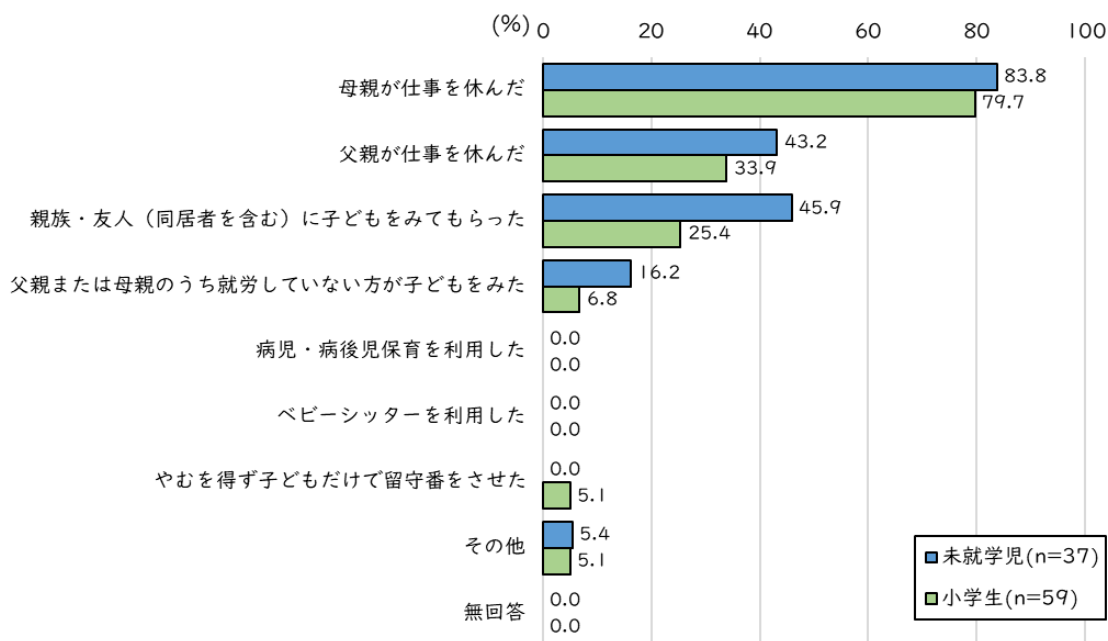


保護者の大半が、こどもの病気やケガのときに保育所等の利用ができなかった、学校を休んだ経験が8割以上あり、仕事を休んで対処した保護者のうち、未就学児で約半数、小学生で3割以上が「病児・病後児のための保育施設等を利用したいと思った」と回答しています。

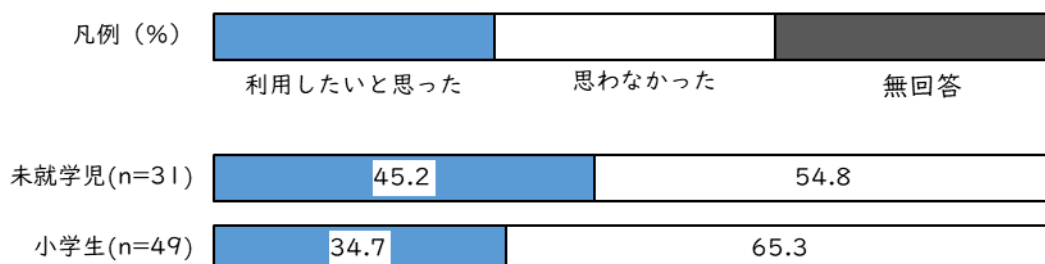
【お子さんの病気やケガで保育所等を利用できなかったこと】



【お子さんの病気やケガで保育所等の利用ができなかった、学校を休まなければならなかったときの対処】

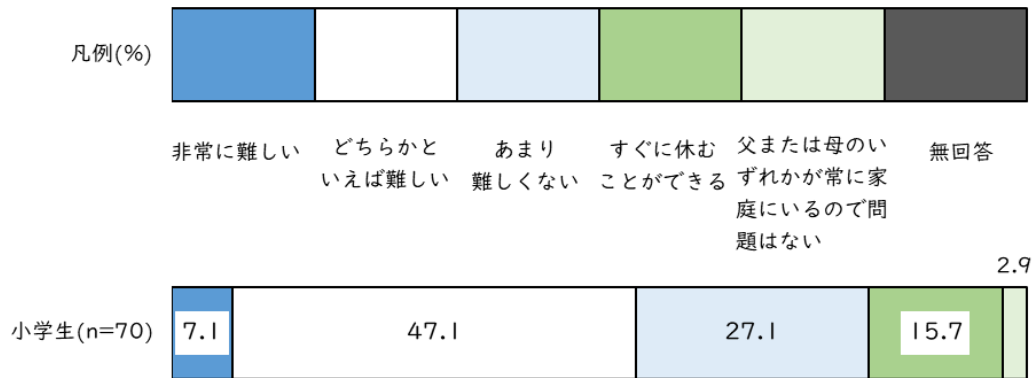


【病児・病後児のための保育施設等の利用意向】



小学生では、病気やケガの時に学校を休んだ経験は8割以上を占め、その対応として母親や父親が仕事を休んだり、親族や知人にみてもらったりして対処したケースが多くなっています。また、保護者が仕事を休むことについては、半数以上が「難しい」と回答しています。

【お子さんが病気やケガの時に保護者が仕事を休むこと】

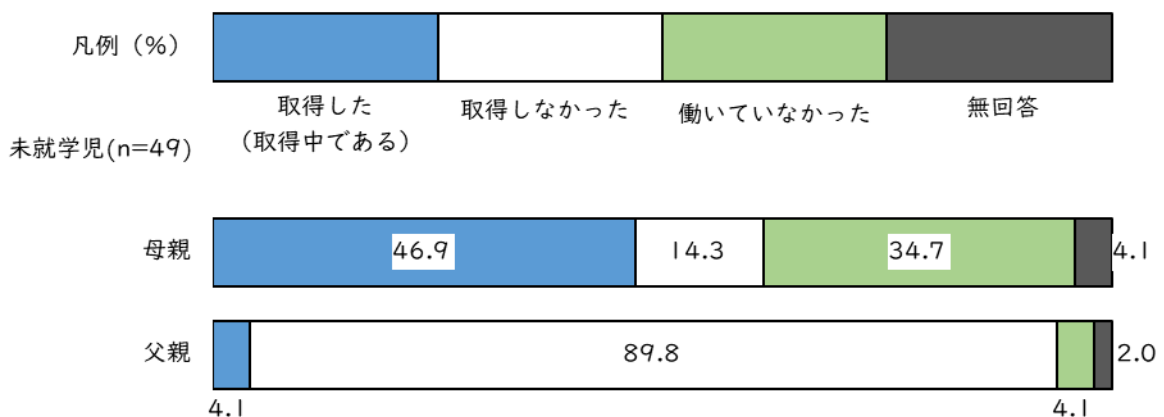


- 近年の就労環境の多様化に伴い、保育需要も変化しています。すべての子育て家庭に対して、多様な子育て支援サービスが提供できるよう検討が必要です。
- 一時預かり事業などについて、利用しやすい提供体制の整備に向けた取組とともに、より分かりやすく事業の内容を周知していくことが必要です。
- 令和7年1月20日から病児・病後児保育事業を開始しています。今後も事業の周知を図り、子育てと就労の両立を支援していくことが必要です。

4. ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の調和）の推進について

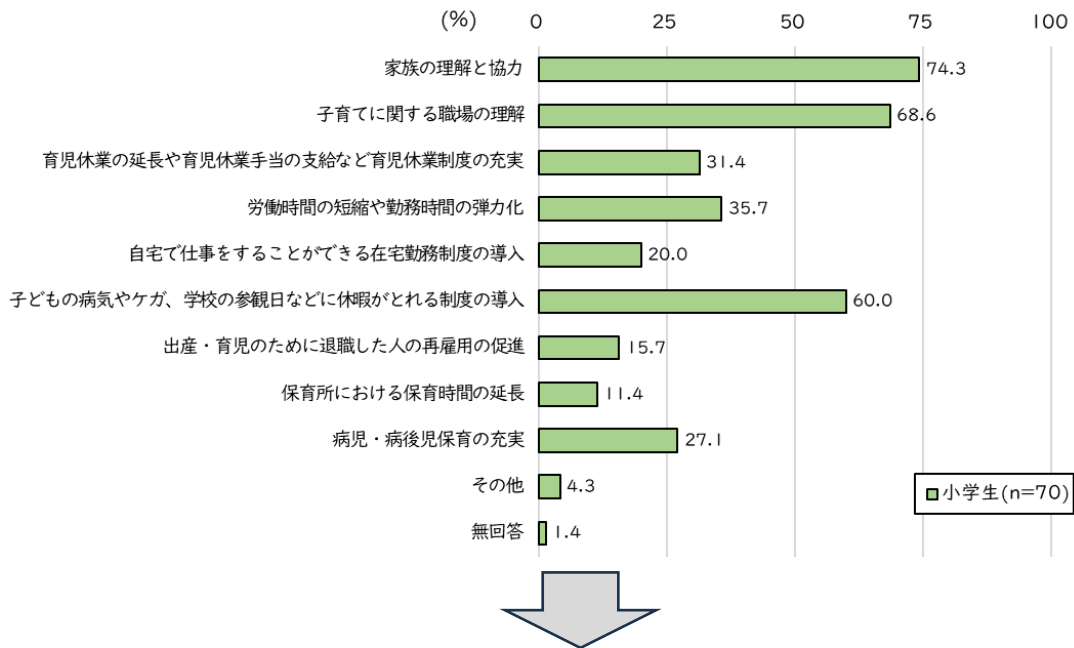
育児休業を取得したことがある未就学児の母親は約半数となっていますが、父親では約9割が育児休業を取得しなかったと回答しています。

【育児休業の取得状況】



小学生の保護者における仕事と子育ての両立のため必要なこととして、「家族の理解と協力」「子育てに関する職場の理解」「子どもの病気やケガ、学校の参観日などに休暇がとれる制度の導入」の順で多く答われています。

【仕事と子育てを両立させるために必要なこと】

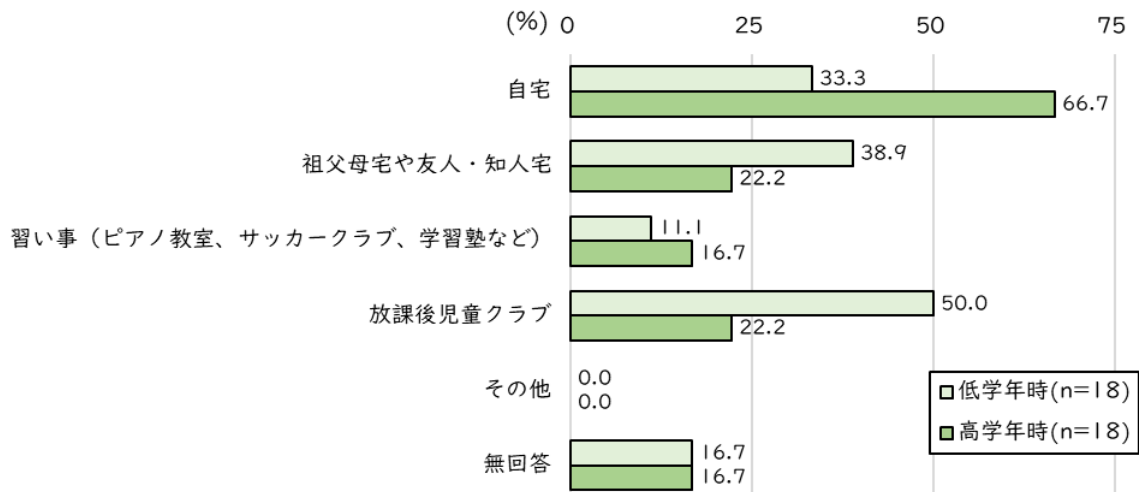


●ワーク・ライフ・バランスの推進は、育児、介護も含め、家族全員が健康を維持しながら、安心して暮らしていく上でも必要です。そのため、多様な保育サービスの充実をはじめ、関係機関と連携し、男女がともに子育てを担える就労環境づくり、育児休業や産休取得後のスムーズな職場復帰支援など、女性だけでなく男性への取組も必要になっています。

5. 放課後の過ごし方について

未就学児の保護者が希望する小学校入学後の放課後の過ごし方については、低学年時に「放課後児童クラブ」、高学年時に「自宅」と回答した保護者が多く、特に、低学年時は「放課後児童クラブ」の利用希望が半数を占めています。

【未就学児の小学校入学後の放課後の過ごさせ方】

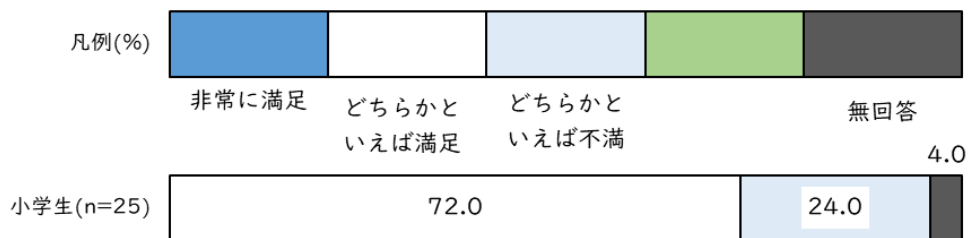


現在、放課後児童クラブを利用している小学生の割合は35.7%ですが、今後の利用希望は4割を超えています。利用者の満足度はおおむね高くなっています。平日だけではなく、長期休業中における利用希望が8割以上にみられます。また、利用したい学年では「4年生まで」の希望者が多くなっています。

【放課後児童クラブの利用状況】



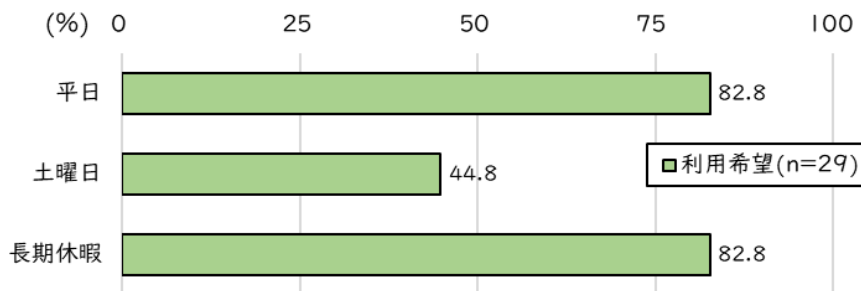
【放課後児童クラブの利用満足度】



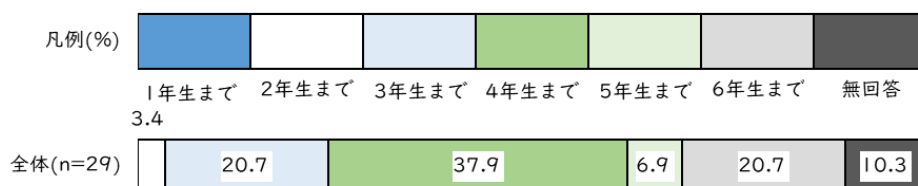
【放課後児童クラブの今後の利用希望】



【放課後児童クラブの休日の利用希望】

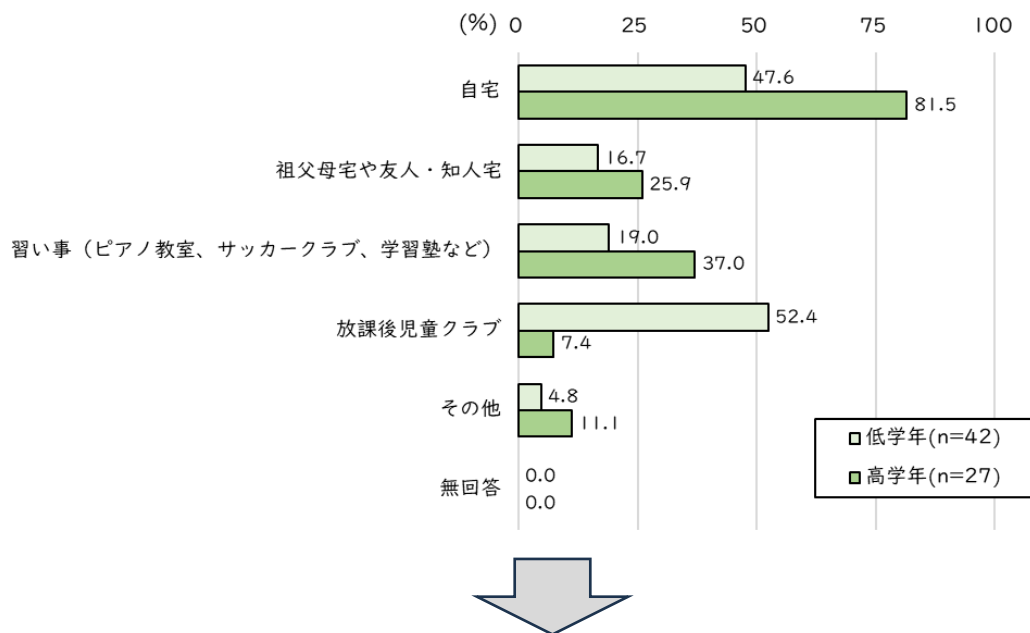


【放課後児童クラブの利用継続時期】



小学生における放課後の過ごし方は、高学年では「自宅」が最も多く、低学年では「放課後児童クラブ」が半数以上を占めています。

【小学生の放課後の過ごし方】

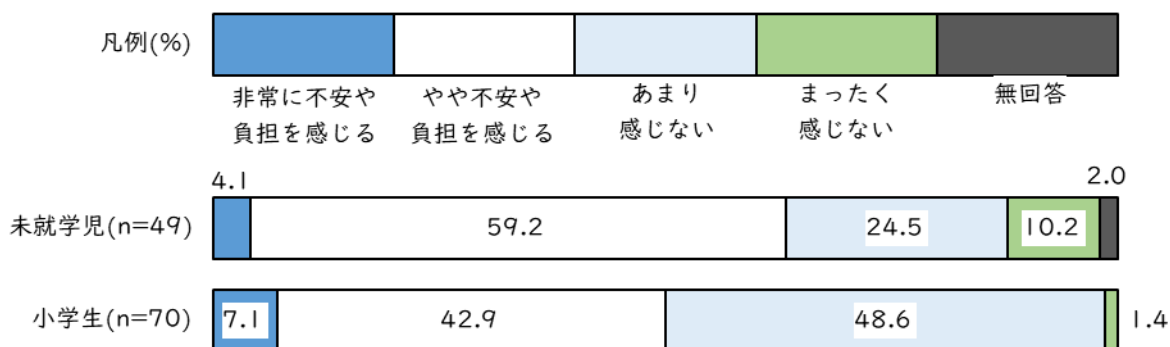


●低学年時の「放課後児童クラブ」の利用希望をはじめ、「4年生まで利用したい」という希望も多く、今後の需要の増加が見込まれます。利用を希望することの受入先の整備をはじめ、指導員の確保、ニーズに応じた利用日や時間についても検討が必要です。

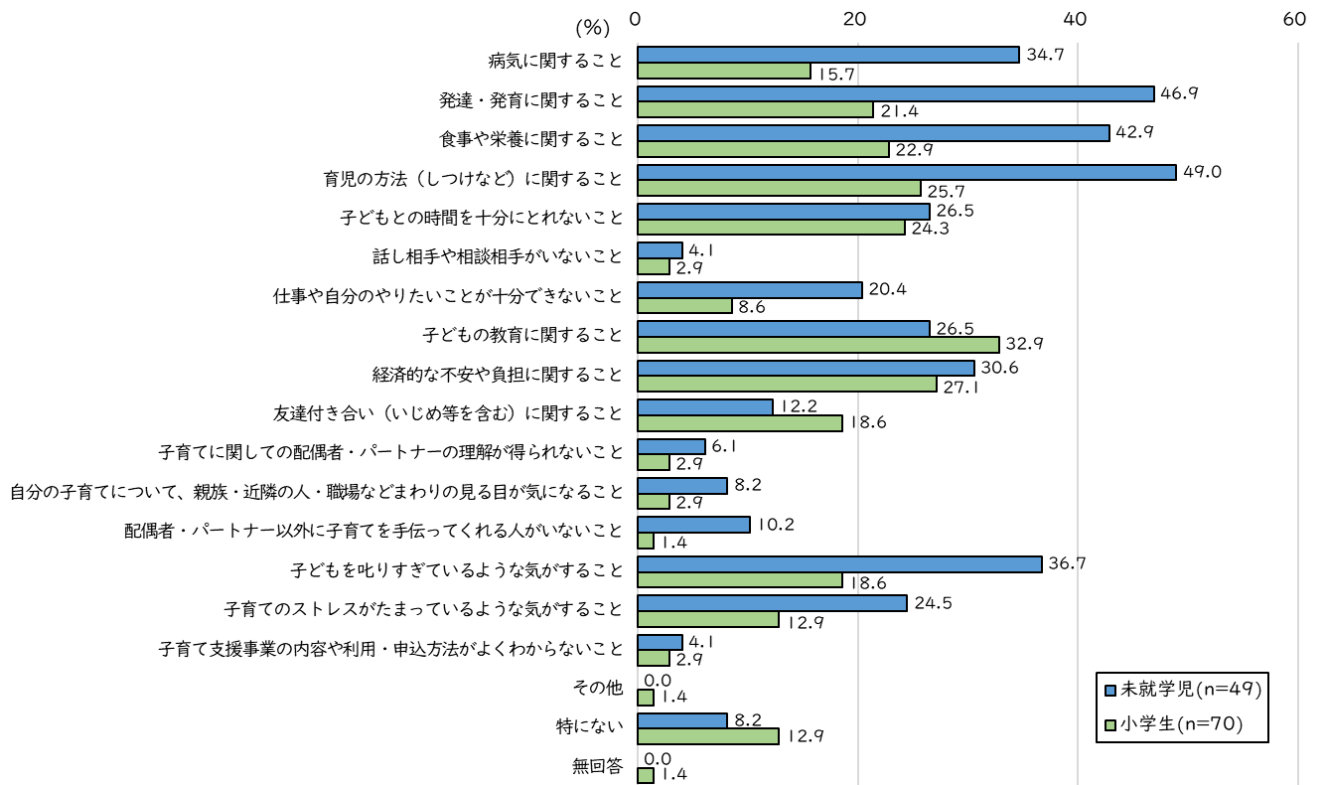
6. さまざまな相談支援の充実について

子育てに関する不安や負担は、未就学児、小学生の保護者共に半数以上が感じています。また、子育てに関する悩みは、未就学児の保護者では、「育児の方法（しつけ）に関すること」「発達・発育に関すること」「食事や栄養に関すること」「子どもを叱りすぎているような気がする」「病気に関すること」と多岐にわたり高くなっています。しかし、子育てに関する相談先は、主に家族や親族、友人・知人など身近な人が中心となっています。

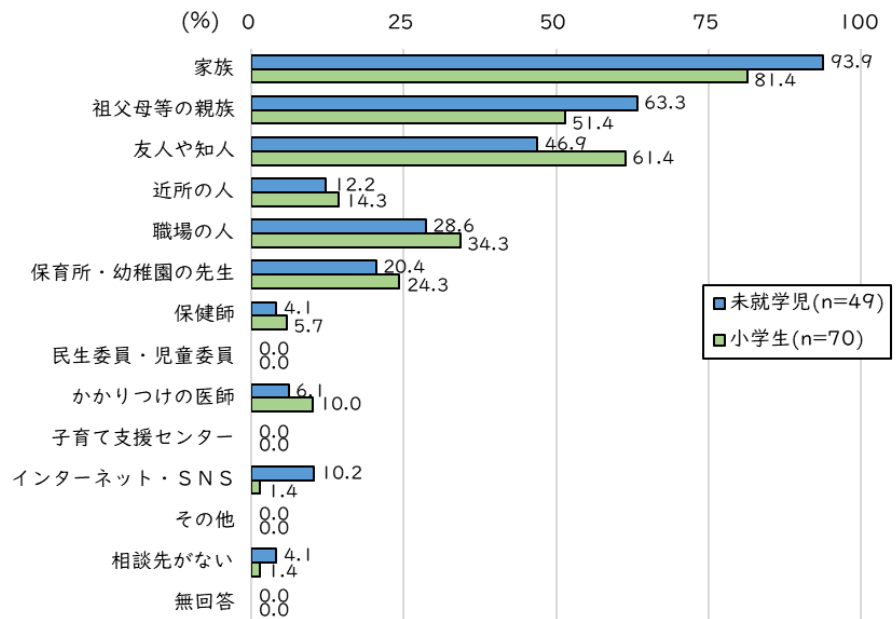
【子育てに関する不安や負担】



【子育てに関する悩み】



【子育てに関する相談先】

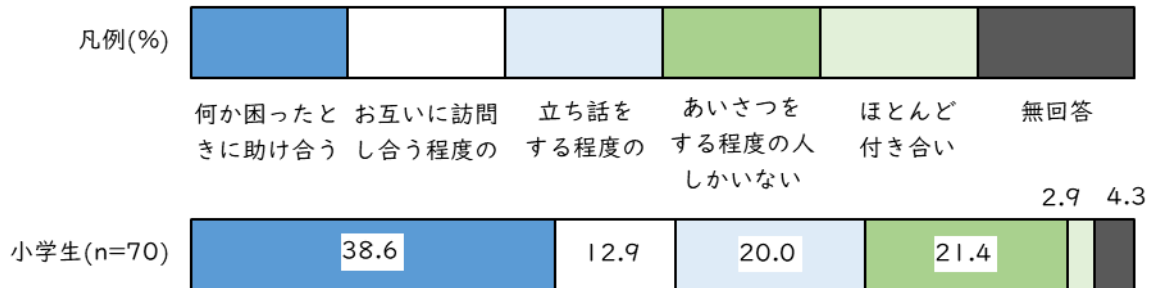


●子育て支援センター(つくしんぼ)は、子育てに関する情報提供や相談、助言などを行う地域の子育て支援拠点です。子育て中の保護者が、こどもや子育てについてさまざまな悩みや不安を抱え、地域から孤立するようなことがないよう、相談機能の充実や子育て支援のネットワークづくりなど、支援体制の拡充を図る必要があります。

7. 地域における子育て支援について

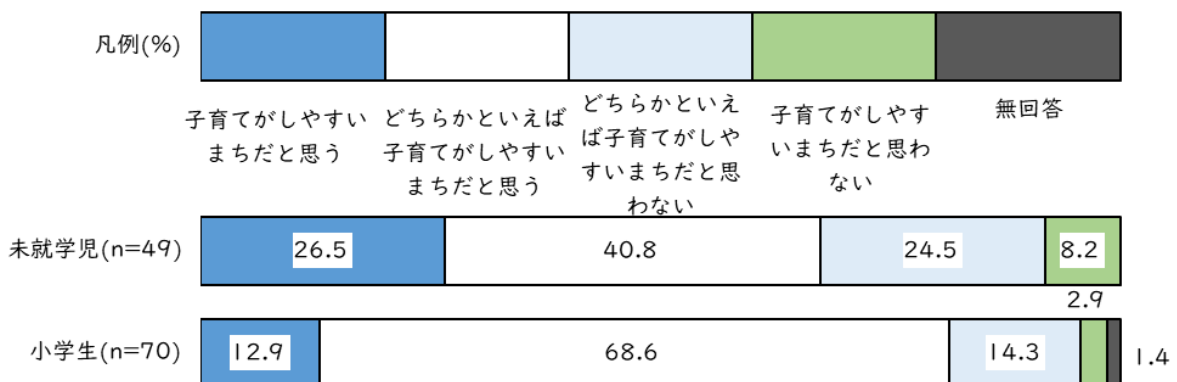
近所の人との付き合いの程度をみると、小学生の保護者は「何か困ったときに助け合う人がある」割合が約4割となっています。

【近所の人との付き合い】

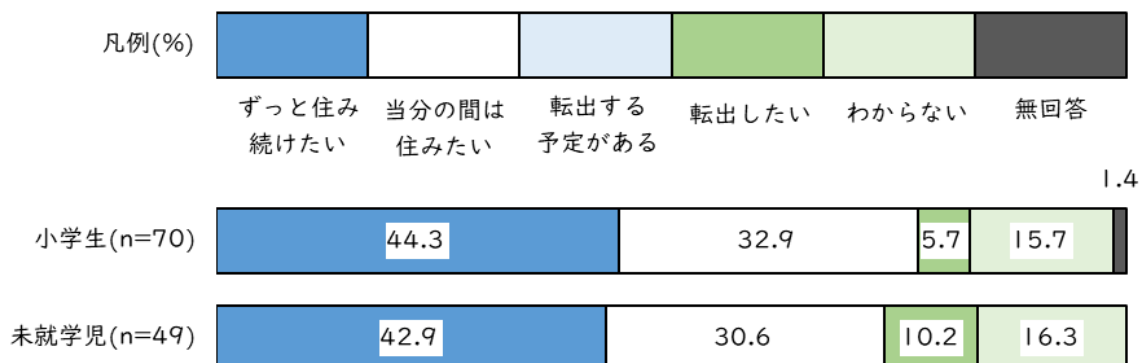


未就学児、小学生の保護者共に、大半が本町を「子育てがしやすいまちだと思う」と回答しています。また、本町が「子育てがしやすいまちだと思う」と回答した人ほど、「ずっと住み続けたい」への回答が多く、逆に、「子育てがしやすいまちだと思わない」と回答した人ほど「転出したい」への回答が多くなっています。

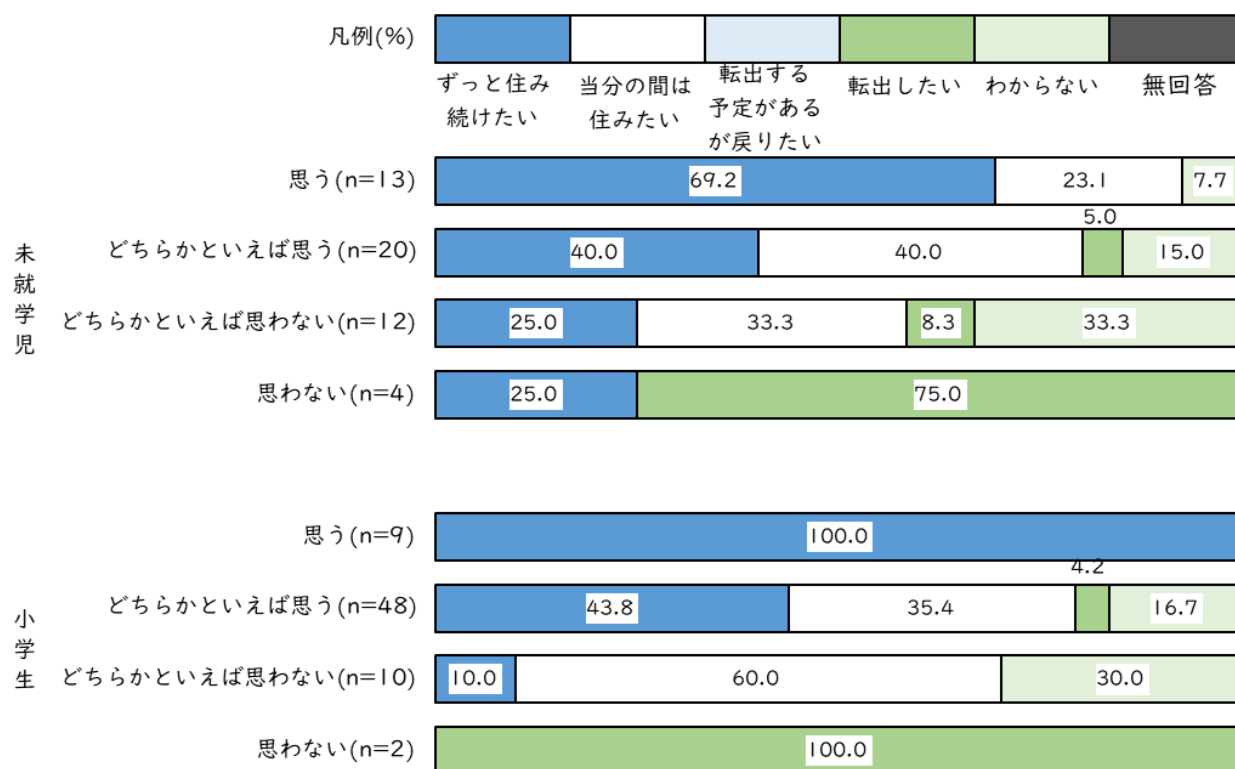
【松野町での子育てのしやすさ】



【松野町での永住意向】



【永住意向×子育てがしやすいまちだと思う】



- 「子育てをしやすいまち」を視点とした、まちづくりの推進が求められます。
- 安全な遊び場や防犯、交通安全対策など、こどもの安全、安心の確保が求められています。子育て家庭が暮らしやすい生活環境の整備が引き続き重要です。

第4章 計画の基本的な考え方

【1】基本理念

本町の最上位計画である「第6次松野町総合計画」では、「森の国の未来へむかって」という基本構想の下、『誇りと愛着の持てる「森の国」協働のまちづくり～みんなでつくろう明るい未来～』という将来像を掲げ、町の総合的な取組を推進しています。このうち子育て支援施策は、保健、医療、福祉分野の基本目標「いのち育む健やかなふるさとづくり」の中で、延長保育など多様なニーズに対応できる保育所運営と地域ぐるみで子育て支援体制を構築することなどを位置付けています。

第2期計画においては、豊かな自然環境に恵まれ、周囲の人たちの支援も受けやすいなど都会とは違った本町の良さを生かしつつ、「豊かな自然に囲まれた森の国まつので明るい笑顔を育てよう」という基本理念を掲げ、地域が一体となって子育て家庭を支援できるまちづくりを推進してきました。

一方、第2期計画の取組内容やニーズ調査結果からは、本計画に向けての継続的な課題や新たな課題が見えてきました。このような課題に対応し、安心して地域で子育てができる環境づくりを引き続き推進するため、本計画においては、第2期計画の基本理念を継続し、より一層の子育て支援施策の充実を図ります。

● 基本理念 ●

**豊かな自然に囲まれた森の国 まつので
明るい笑顔を育てよう**

【2】基本目標

基本目標については、国や県の動きや本町における子育て環境の変化、新たな課題等をふまえ、第2期計画で定めた5つの項目を踏襲します。

この基本目標に基づいて進める「基本施策」及び「具体的な事業」については、第2期計画で実行してきた個別の事業に対して、現状に応じた見直しや新たな事業の追加など、環境の変化に対応した取組を推進します。

【基本目標1】子育て家庭を支える環境づくり

保育内容と保育体制の充実を図るとともに、多様な家族形態に配慮しながら、仕事と家庭生活（子育て）の両立を促進し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の概念について普及・啓発に努め、働きながら子育てできる環境づくりを推進します。

また、さまざまな育児不安や悩みに対応できるよう、相談支援体制の充実を図り、子育て家庭が孤立せずに地域社会と手を携えながら共に育っていく仕組みづくりを推進します。また、あらゆる機会を通じて、広く町民や地域、企業等に、こどもと子育てを社会全体で支えていくことの必要性を発信していきます。

【基本目標2】親と子の健康づくり

安心して妊娠、出産に臨めるよう、妊娠期からの切れ目のない支援サービス等の充実を努め、親子の健康づくりを支援します。

【基本目標3】配慮が必要なこどもへの支援

ひとり親家庭への生活支援や障がいのあるこどもへの支援、児童虐待防止対策、こどもの貧困対策など、配慮が必要なこどもや家庭への支援を行い、安心して生活できる環境づくりを推進します。

【基本目標4】生きる力を育む学びの場づくり

確かな学力を育む教育を推進するとともに、こどもが自ら考え行動し、心身ともにすくすくと育つよう健全で豊かな人間性を育成する環境づくりを推進します。

【基本目標5】こどもにやさしいまちづくり

安全で快適なまちづくりを通じて、こどもが安全に、安心して過ごせる生活環境を整備するとともに、こどもが事故や犯罪に巻き込まれないようさまざまな対策に取り組みます。

【3】計画の体系図

【基本理念】豊かな自然に囲まれた森の国 まつので 明るい笑顔を育てよう

【基本目標1】

子育て家庭を支える
環境づくり

基本施策 1 多様なニーズに応じた受入体制の整備

基本施策 2 保育サポートの充実

基本施策 3 子育て情報の提供と相談支援の充実

基本施策 4 子育てのネットワークづくり

基本施策 5 仕事と子育てを両立できる環境づくり

【基本目標2】

親と子の健康づくり

基本施策 6 妊娠期からの切れ目のない支援

基本施策 7 親子の健康づくり

【基本目標3】

配慮が必要な
こどもへの支援

基本施策 8 ひとり親家庭への支援

基本施策 9 障がいのあるこどもへの支援

基本施策 10 児童虐待防止対策の推進

基本施策 11 経済的支援とこどもの貧困対策の推進

【基本目標4】

生きる力を育む
学びの場づくり

基本施策 12 確かな学力を育む教育の推進

基本施策 13 健全育成の推進

基本施策 14 地域でこどもを育む環境づくり

【基本目標5】

こどもに優しい
まちづくり

基本施策 15 こどもの遊び場の確保

基本施策 16 良好な生活環境と定住の促進

基本施策 17 こどもの交通安全対策

基本施策 18 こどもの防犯・防災対策

第5章 本町の子ども・子育て支援施策

【基本目標1】 子育て家庭を支える環境づくり

基本施策1 多様なニーズに応じた受入体制の整備

保護者の就労形態の多様化や保育ニーズの変化を踏まえた、保育内容と保育体制の充実を図り、安心して子育てできる環境を整備します。

施策名		具体的施策の内容	担当課
1	通常保育事業の充実	●多様化する保育ニーズや保護者の就労ニーズの高まり等をふまえ、保育内容と保育体制の充実を図ります。	町民課
2	保育環境の充実	●大学のインターン等を活用し、保育士の確保に努め、保育士が安心して働ける職場環境の充実を図ります。 ●保育に従事する職員一人一人の資質向上をめざし、県保育協議会主催の研修へ参加するとともに、地方局による保育指導や幼児教育アドバイザーの派遣等を活用して、職員全体の専門性の向上及び保育所機能の充実を図ります。 ●保育に従事する職員に対する近隣自治体との交流支援を継続的に実施し、保育サービスの質の向上に努めます。	町民課 虹の森まつの保育園※
3	特別利用保育事業	●就労、疾病等の保育の必要性のない、本来であれば保育園の利用ができない3歳児以上のこどもが、虹の森保育園を利用することができるよう体制を整えます。	町民課 虹の森保育園
4	外国人家庭への支援	●関係機関と連携し、外国人家庭の子育ての不安軽減を図ります。	町民課 保健福祉課 教育委員会
5	持続可能な教育・保育の提供体制	●将来的な教育・保育ニーズの推計などを行いながら、地域の特性を踏まえた保育所・幼稚園・認定こども園などの拠点化・多機能化といった持続可能な教育・保育の提供体制の検討を進めるとともに、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）※2の導入に向けて国の制度設計や先進事例を踏まえた検討を進めます。	町民課 虹の森保育園

※1 「虹の森まつの保育園」は、以下「虹の森保育園」と表記します。

※2 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）：

こども未来戦略方針（令和5年6月閣議決定）において、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらずの支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、満3歳未満の未就園児が月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度。

基本施策2 保育サポートの充実

子育てに不安や負担を感じている保護者も安心して子育てできるように、多様な保育サービスの提供や、子育てについてさまざまな相談ができる環境を整備します。

施策名		具体的施策の内容	担当課
1	延長保育事業	●保育短時間認定を受けた場合でも、保育標準時間までの延長保育を実施します。	町民課
2	放課後児童クラブ事業	●保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に保護者が不在の小学生を対象に、令和7年4月より、「森の国児童センター」で放課後に生活の場、適切な遊びの場を提供します。	町民課
3	地域子育て支援拠点事業	●子育て支援センター「つくしんぼ」において、子育て中の親子の交流や育児相談等を行うとともに、事業内容や情報提供の充実に努め、利用促進を図ります。	町民課 虹の森保育園
4	保育ニーズへの対応	●時間外保育事業、病児保育事業、一時預かり事業、子育て短期支援事業等については、保育ニーズに対応した事業の実施に取り組みます。	町民課 虹の森保育園

基本施策3 子育て情報の提供と相談支援の充実

相談支援機能や親子の交流拠点として、子育て支援センターの充実に努めます。子育てに関する情報提供体制を整備し、必要な情報の提供に努めます。

施策名		具体的施策の内容	担当課
1	地域子育て支援拠点事業（再掲）	●子育て支援センター「つくしんぼ」において、子育て中の親子の交流や育児相談等を行うとともに、事業内容や情報提供の充実に努め、利用促進を図ります。	町民課 虹の森保育園
2	インターネットによる子育て情報の提供	●広報誌や子育て応援パンフレットなどの各種情報を町ホームページに掲載するなど、インターネットを活用した子育て情報の提供に努めるとともに、内容の充実に努めます。	総務課 町民課
3	情報提供体制の整備	●保健や福祉等の子育てに関するさまざまな情報について、広報誌や町ホームページで周知するとともに、保育所等の利用者や利用希望者に向けて、保育サービス等の情報について、広報紙や保育所の「おたより」などを活用して周知していきます。	関係各課 町民課 虹の森保育園
4	子育て世代包括支援センターの運営とこども家庭センターの設置	●子育て世代包括支援センター「まっぼっくり」を運営し、妊娠の届出の機会に捉えた情報に基づき、妊娠、出産、子育てに関するさまざまな相談に応じるとともに、必要に応じて個別の支援プランを作成し、関係機関と連携して妊娠初期から子育て期にわたり、切れ目のない支援を行います。 ●こども家庭センターの設置について検討を行います。	町民課 保健福祉課
5	子育て相談支援体制の強化	●子育ての相談支援体制の整備を進め、保健・福祉サービス・医療機関との連携を強化します。また、職員の資質や実践力を向上させ、支援が必要な子どもや妊婦の家庭を早期に把握し支援します。	関係各課 町民課
6	職員の資質や実践力の向上	●複合的な問題を抱えた家族からの相談に対応するため、相談支援部署の職員を対象とした研修や支援会議の開催などを通して、職員の資質や実践力の向上を図ります。	関係各課 教育委員会
7	養育支援を必要としている家庭への支援	●専門の職員が家庭を訪問し、養育に関する指導や助言を行います。	保健福祉課

基本施策4 子育てのネットワークづくり

地域の関係機関や住民が連携して、子育ての孤立感を軽減するとともに、つながりを感じられる地域づくりを推進します。

施策名		具体的施策の内容	担当課
1	地域子育て支援拠点事業（再掲）	●子育て支援センター「つくしんぼ」において、子育て中の親子の交流や育児相談等を行うとともに、事業内容や情報提供の充実に努め、利用促進を図ります。	町民課 虹の森保育園
2	地域における子育て意識の向上	●地域の住民が、子育てへの関心や理解を深め、こどもが地域社会に見守られ、親子共に孤立することなく安心して暮らせるよう、交流の場の充実や児童委員等による地域の連携を促進し、子育て意識の醸成を図ります。 ●子育て家庭が地域の中で孤立しないよう、身近な圏域で困りごとを気軽に相談できる環境を整えるとともに、住民主体の見守り活動の充実など課題解決に向けた地域力の強化を進めます。	町民課 教育委員会
3	ネットワークづくりの推進	●多様な主体（子育て世代包括支援センター、保育所、住民主体の子育て支援活動団体等）が地域の課題解決に向けたネットワークづくりを進め、効果的な連携体制がとれるよう取り組みます。	関係各課

基本施策5 仕事と子育てを両立できる環境づくり

仕事と子育ての両立や男性の家事、育児、介護への参加促進などについて、家庭や地域、企業等への理解と協力を働き掛けるとともに、仕事と子育ての両立を支える環境の整備を推進します。

施策名		具体的施策の内容	担当課
1	仕事と家庭の両立に向けた環境づくり	●「森の国まつりの男女共同参画基本計画」に基づき、仕事と家庭を両立できる環境づくりに努めるとともに、育児休業や介護休業の取得促進を図ります。	ふるさと創生課 町民課
2	男女共同参画による子育ての促進	●「森の国まつりの男女共同参画基本計画」に基づき、講演会の開催やパンフレットの配布などを通じて、仕事と家庭生活の両立に向けた働き方の見直しを啓発します。 ●男性の家事、育児、介護への参画を促進する気運の醸成に努め、事業所や企業等への啓発にも努めます。	ふるさと創生課
3	ワーク・ライフ・バランスの普及・推進	●育児休業や短時間勤務などの両立支援制度の定着を図るため、国・愛媛県と連携してワーク・ライフ・バランスを普及・推進します。	ふるさと創生課 総務課
4	保育ニーズへの対応（再掲）	●時間外保育事業、病児保育事業、一時預かり事業、子育て短期支援事業等については、保育ニーズに対応した事業の実施に取り組みます。	町民課 虹の森保育園
5	プレコンセプションケア*による啓発	●プレコンセプションケアの考えに基づき、若い世代が将来のライフプランを考えて、日々の生活や自身の健康と向き合うことができるようデジタル発信なども利用し、啓発します。	保健福祉課 関係各課
6	一時的な預かり事業の実施	●保護者の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合や保護者の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合、児童養護施設等でこどもを一時的に預かる支援を行います。	町民課 関係各課

*プレコンセプションケア：将来妊娠・出産するかもしれない女性やカップルが、「妊娠する前から」自分たちの健康や生活と向き合うこと。

【基本目標2】親と子の健康づくり

基本施策6 妊娠期からの切れ目のない支援

妊娠期の不安を軽減し、母子共に健康で、また安心して出産、子育てができるよう、妊娠期からの切れ目のない支援体制を整備します。

施策名	具体的施策の内容	担当課
1 子育て世代包括支援センターの運営とこども家庭センターの設置（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て世代包括支援センター「まっぼっくり」を運営し、妊娠の届出の機会に捉えた情報に基づき、妊娠、出産、子育てに関するさまざまな相談に応じるとともに、必要に応じて個別の支援プランを作成し、関係機関と連携して妊娠初期から子育て期にわたり、切れ目のない支援を行います。 ●こども家庭センターの設置について検討を行います。 	町民課 保健福祉課
2 母子健康手帳の交付	<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠の届出があった全ての妊婦に対して、保健センターで母子健康手帳の交付と保健師による面談を実施します。 	保健福祉課
3 妊産婦・健康管理事業	<ul style="list-style-type: none"> ●妊産婦に対して、妊婦一般健康診査受診券14回分、産婦健康診査受診券2回分、妊婦歯科健診受診券1回分を発行し、妊娠中の健康管理を支援します。 ●低出生体重児予防のため、妊娠中の健康管理の重要性についての啓発及び保健指導の充実に取り組みます。養育や母体の健康管理にリスクがある妊婦に早期介入し、適切な支援ができるよう、医療機関との連携強化に努めます。 ●歯周病が早産や低出生体重児に影響を与えることを啓発するために妊婦歯科健診受診率の向上に努めます。 	保健福祉課
4 妊婦訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> ●保健師が家庭訪問等を行い、妊娠、分娩、産じょく期を健康に過ごし、安心して育児ができるように、情報提供や相談支援を行います。 	保健福祉課
5 新生児等訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> ●新生児期等に保健師が家庭を訪問し、発育状況の確認や育児の相談に応じ、母子の心身の健康管理を行います。 ●母乳育児の推進や育児環境の調整、育児不安等の早期発見、早期支援のため、2か月児訪問を実施します。 	保健福祉課
6 乳幼児健診の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●乳児一般健康診査受診券（3～6か月と9～11か月）を発行し、乳児の健康管理に努めます。 ●3～5か月児、1歳6か月児、3歳児、5歳児には、健康診査や小児科医による心身の発達チェック、歯科医による歯科検診を行います。また、歯科衛生士や言語聴覚士、心理士による指導のほか、保健師や栄養士による相談を実施し、乳幼児の健やかな成長発達を支援します。 	保健福祉課
7 育児相談事業	<ul style="list-style-type: none"> ●保健師、栄養士による育児相談、離乳食指導を実施し、親子の触れ合いやこどもの健やかな発育、発達をめざし、母親の育児不安の軽減と親と子の心と身体健康づくりを推進します。 ●乳児期から基本的な生活リズムや食習慣の確立、口腔機能の獲得や育成ができるよう、関係機関と連携しながら、こどもの発達段階に応じた情報提供による保護者への正しい知識の普及啓発を図ります。 	保健福祉課
8 不妊治療費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ●不妊治療に要した費用の一部を助成し、経済的な負担を軽減します。 	保健福祉課

施策名		具体的施策の内容	担当課
9	感染症予防対策	●乳幼児期における予防接種の重要性について啓発を行い、感染症予防のため、定期予防接種を実施します。予防接種に対する正しい知識と理解が深まるよう情報を発信するなど、予防接種の積極的な勧奨を行います。	保健福祉課
10	産婦健康診査事業	●産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図るため、産後間もない母子に対する支援として健康診査を行います。	保健福祉課
11	産後ケア事業	●退院直後に支援が必要な母子を対象に、産婦人科等医療機関が実施する宿泊型や日帰り型サービスの利用を通じて、母親の心身のケアや育児をサポートします。 ●出産後の母親が自身の健康管理を行い、育児不安が軽減し、周囲のサポートを受けながら、安心して子育てができるよう、相談支援体制の拡充に取り組みます。	保健福祉課

基本施策7 親子の健康づくり

親子の健康づくりに向けて、関係機関が連携して食育を推進するとともに、健康診査、健康相談体制の充実を図ります。

施策名		具体的施策の内容	担当課
1	家庭における食育の推進	●「げんキッズ事業」や地域産材を利用した保育園・学校給食など、地産地消に配慮した食育を展開し、家庭での食育の推進に役立つ情報を発信します。 ●つくしんぼ利用者を対象とした食に関する事業を検討し、未入园児の食育の推進に努めます。	町民課 虹の森保育園 保健福祉課 教育委員会
2	こどもの心と身体の健やかな発達の促進	●育児やこどもの成長、発達、健康管理等に関する正しい知識や情報を提供するとともに、健康診査、健康相談体制の充実を図り、早期発見、早期対応に努めます。 ●「リレーノート」を活用して、保護者と学校、専門機関との連携を強化し、こどものよりよい発達を支援します。	町民課 虹の森保育園 保健福祉課 教育委員会
3	関係機関等との連携・協力	●町民・地域・行政などの関係機関等が連携・協働し、多様な食育活動を推進します。	関係各課
4	こどもや保護者への啓発	●乳幼児期や学童期のこども、保護者に対し、日常の食に関する経験を通して、朝ごはんの大切さやバランスのとれた食生活、かむことの大切さ等、健康づくりを啓発します。	町民課 虹の森保育園 保健福祉課 教育委員会
5	口腔保健の推進	●歯科検診事業の推進と小学校におけるむし歯予防のためのフッ化物洗口を継続的に実施します。	保健福祉課 教育委員会

【基本目標3】配慮が必要な子どもへの支援

基本施策8 ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭などの生活の安定と自立に向けて、経済的な支援等を行うとともに、家庭の状況に応じて、悩みや不安を相談しやすい環境の整備に努めます。

施策名		具体的施策の内容	担当課
1	経済的支援 (各種手当等の支援)	●ひとり親家庭の生活の安定と自立を図るため、児童扶養手当をはじめとする各種手当の支給や医療費の助成を行い、ひとり親家庭の福祉の増進を図るとともに、制度の周知を図ります。	町民課
2	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付相談の推進	●「母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度」により、母子及び父子並びに寡婦家庭に対し、経済的自立と児童の福祉の向上を図るために必要な技能習得資金や就学資金などの貸付に対応します。	町民課
3	相談・支援活動の充実	●関係機関と連携し、ひとり親家庭に関する各種支援制度を積極的に周知し、生活一般及び自立生活に必要な相談支援活動、資格取得の講座や就労相談等の就労支援の充実を図ります。 ●生活リズムが崩れている、社会とのかかわりに不安があるなど、就労に向けた準備の整っていない方に対しては、就労を通じた自立や社会参加に向けた支援を行います。	町民課
4	ひとり親家庭への就労支援	●ひとり親家庭の自立に向けて、関係機関などと連携しながら、支援内容及び相談機能の充実を図ります。ひとり親家庭に関する各種支援制度を積極的に周知し、制度を利用しやすい環境を整備します。 ●配偶者のいない女性のほか、DVなどにより夫婦が一緒に住むことができないなどの母子を入所させ、母親への日常生活の支援や就労支援などを行います。	町民課
5	生活保護受給者への支援	●ケースワーカーによる支援と併せた就労促進員による専門的な就労支援を実施し、就労による経済的自立だけでなく、社会参加を通じた日常生活・社会生活上の自立を促進します。 ●生活保護世帯の子どもの自立を助長するための総合的な支援を推進するため、子どもの成長や教育段階の各段階において必要な保護を行い、保護の実施機関と協力して支援を行います。	町民課
6	訪問による生活の支援	●家事や子育てに対して不安や負担を感じている子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラーがいる家庭を訪問し、家事・子育てなどの支援を行います。	保健福祉課 関係各課
7	一時的な預かり事業の実施(再掲)	●保護者の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合や保護者の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合、児童養護施設等で子どもを一時的に預かる支援を行います。	町民課 関係各課
8	住宅環境の整備	●子育て世帯にも利用しやすい町営住宅等について、「松野町住宅マスタープラン」に基づき整備を進めます。	建設環境課

基本施策9 障がいのある子どもへの支援

関係機関と連携し、障がいのある子どもと家族に対する相談支援体制の充実を図るとともに、子どもの個性に応じた教育・保育を推進します。

施策名		具体的施策の内容	担当課
1	相談支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●保健師や関係機関と連携し、障がいのある子どもに対する相談体制の整備及び本人や家族に対する支援体制の充実を図り、早期の支援につなげます。 ●指定障害児相談支援事業所の確保に取り組みます。研修会や意見交換会を継続し、相談支援専門員の質の向上や他機関との連携のための取組を強化します。 	町民課 保健福祉課 教育委員会
2	教育・保育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●障がいのある子ども、外国につながる幼児^{※1}や要支援児童^{※2}など、特別に配慮が必要な子どもが円滑に教育・保育を利用できるよう提供体制を確保に努めます。 ●特別に配慮が必要な子どもが子育て支援施設や学校などを利用する際、必要に応じて加配保育士を配置し、関係機関と連携し、それぞれの事情に応じた丁寧な支援に取り組みます。また、教職員の専門性の向上をめざした研修や特別支援学級へのアドバイザーの訪問・助言などを行い、特別支援教育支援員の配置に努めます。 ●特別支援学校進路相談会を効果的に開催し、就労アセスメント力の向上と関係機関との連携強化に取り組みます。 	町民課 教育委員会
3	障害福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ●障害福祉サービスや各種ボランティア、団体活動などを通じて、家庭における介護者の負担軽減を図ります。 ●自立支援協議会の子ども部会との連携を図り、障がいのある子どもが地域社会に参加できるよう支援し、家族等のニーズの把握に努めます。 	保健福祉課
4	各種手当等の助成	<ul style="list-style-type: none"> ●障がいのある子ども又は保護者に対して、特別児童扶養手当、障害児福祉手当等の支給を行い、経済的な負担を軽減します。 	町民課 保健福祉課
5	放課後や長期休暇における支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●日中一時支援事業や放課後等デイサービスなどの支援内容の充実に取り組み、障害の特性に関する研修などの充実と、学校や関係機関との連携を進め、一人ひとりの特性に応じた支援を行います。 	保健福祉課 教育委員会 虹の森保育園
6	発達支援の取組・スムーズなサービスへの移行	<ul style="list-style-type: none"> ●発達障がい者支援センターへの相談をはじめとする発達支援の取組を通じて、きめ細かい支援を行うとともに、ペアレントメンターを活用した相談支援の充実や、関係機関と連携し、サポートファイルなども活用しながら児童発達支援サービスなどへのスムーズな移行をめざします 	保健福祉課
7	医療的ケア児や重度の障がいのある子どもの支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●「松野町障がい児福祉計画」を通して、医療的ケアを必要とする子どもが地域で安心して暮らしていける体制の整備に努めます。重度の障がいの状態にあり、外出が困難である子どもに対して、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行い、地域で安心して生活できるための支援の充実に取り組みます。 	保健福祉課

※1 外国につながる幼児：国際化の進展に伴い、増加が見込まれる海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児など、保育所・幼稚園・認定子ども園などの利用に際して特別な配慮が必要な子どものこと。

※2 要支援児童：保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のこと。

基本施策 10 児童虐待防止対策の推進

児童虐待の発生予防や早期発見、早期対応に向け、関係機関との連携を強化するとともに、家庭での学習機会の充実や情報提供に努めます。

施策名		具体的施策の内容	担当課
1	児童虐待防止の取組	<ul style="list-style-type: none"> ●保健、福祉、医療、教育、警察等の関係機関と連携し、児童虐待の発生予防及び早期発見、早期対応に努めます。児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく介入を求められるよう、関係機関との連携を強化します。 ●「要保護児童対策地域協議会」に対する共通理解を図り、適正な運用に努めます。 ●関係機関との連絡会議やケース会議を開催し、効率的な支援体制の構築を図ります。 	町民課
2	人権意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●「森の国人権の集い」など講演会や講座等を実施し、人権意識の醸成に向けた啓発や情報提供に努めます。 	町民課 教育委員会
3	母子保健活動・子育て支援事業の重層的な実施	<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠・出産・子育ての過程において、母子保健の活動や各種の子育て支援事業を重層的に行います。これにより、すべての子育て家庭の育児力を高め、育児の負担感や孤立感を減らし、児童虐待の発生予防につなげます。 	町民課 保健福祉課 教育委員会
4	児童虐待についての理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者や地域住民が児童虐待についてより深く理解するよう、体罰によらない子育てを推進するための啓発活動や講演会、研修会を実施します。また、職員の資質や実践力を向上させ、支援が必要な家庭を早期に把握し支援します。 	町民課 教育委員会
5	ヤングケアラーについての理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ●地域共生社会実現のための取組として、教育や母子保健、障がい、高齢、福祉などの分野に配置した包括的相談支援員などを活用し、世帯に必要な支援へ適切につなげるために必要な支援体制を多機関協働で強化していきます。 ●地域の民生委員や学校現場などに対する研修の機会を積極的に確保し、ヤングケアラーについての広報・啓発を行います。学校現場や教育研究所（スクールソーシャルワーカーなど）との連携を強化し、こどもたちに対して、ヤングケアラーについての理解を促進します。 	町民課 教育委員会
6	関係機関との連携強化と児童虐待予防に関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●虐待を受けているこどもを早期発見し、適切な支援を行うために、関係機関と円滑な連携が行えるよう体制を整備します。また、児童虐待予防の啓発活動を推進します。 	町民課 教育委員会

基本施策ⅠⅠ 経済的支援とこどもの貧困対策の推進

子育て支援のための各種手当や制度の周知と理解に努め、経済的負担感の軽減を図ります。さらに、国や県のこども貧困対策と連携、調整を図り、困難な生活環境にあるこどもや家庭に対する支援の充実を図ります。

施策名		具体的施策の内容	担当課
1	紙おむつ券の助成	●町内の乳児に対し、町内の店舗で使えるおむつ券を交付します。	町民課
2	子育て世帯への経済的負担の軽減	●国の制度に基づく保育料の無償化をはじめ主食費、副食費の免除、児童手当や児童扶養手当など、子育て世帯の生活の安定と次代を担うこどもの健全な育成を目的として、経済的負担の軽減を図ります。	町民課
3	こどもに対する貧困対策の推進	●経済的な理由により、生活困難な状態にあるこどもやその家庭に気づき、早期の支援を図るため、保育所や学校、民生委員など関係機関と連携し、適切に支援が行き届くよう見守り活動の充実に努めます。 ●こども貧困対策に関する県の取組との連携に努めます。	町民課 保健福祉課 教育委員会
4	義務教育学校への就学における支援	●経済的困難な家庭に、ヘルメットの購入費用の一部や給食費、遠距離通学者などを援助します。制度の周知徹底とアクセスしやすい環境の整備を進めます。	教育委員会
5	学校と地域の連携・協働による支援	●保護者や地域住民が、学校における教育活動に参画・協力することで、地域ぐるみでこどもを見守り育てる体制づくりをめざします。この事業の活動や成果を広く周知し、活動の充実を進めます。 ●スクールソーシャルワーカーが中心となり、地域と連携して「こども食堂」を開設し、孤立しがちな家庭や不登校などの児童の居場所づくりや支援に努めます。	教育委員会
6	生活困窮者自立支援法に基づく支援	●各種支援事業の充実・強化を図るとともに、関係支援機関の連携体制の一層の強化・拡充を進めます。多様で複合的課題を抱える生活困窮者の把握と、それぞれの課題に応じた適切な相談支援を行います。 ●生活困窮世帯のこどもに対しては、専門支援機関へのつなぎや、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、NPO法人などの地域資源の利用勧奨、進学に向けた助言や学習支援、安心して過ごすことのできる居場所の提供を行い、可能な限り早い段階からの支援に努めます。	町民課 保健福祉課 教育委員会
7	一時的な預かり事業の実施（再掲）	●保護者の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合や保護者の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合、児童養護施設等でこどもを一時的に預かる支援を行います。	町民課 関係各課
8	母子の自立促進のための支援	●配偶者のいない女性のほか、DVなどにより夫婦が一緒に住むことができないなどの母子を入所させ、母親への日常生活の支援や就労支援などを行います。	町民課
9	住宅環境の整備（再掲）	●子育て世帯にも利用しやすい町営住宅等について、「松野町住宅マスタープラン」に基づき整備を進めます。	建設環境課

【基本目標4】生きる力を育む学びの場づくり

基本施策12 確かな学力を育む教育の推進

こども一人ひとりが持つ個性を十分に発揮し、生きる力を育めるよう、基礎学力の向上や確かな学力の育成を図るとともに、地域に根ざした特色ある学校づくりに努めます。

施策名		具体的施策の内容	担当課
1	基礎学力の向上と創造性の育成	●基礎学力の向上のため、学校で教科の基礎、基本の定着に向けた取組を推進し、一層の学力向上を推進します。	教育委員会
2	学校教育環境の整備	●こどもが「生きる力」を育めるよう、学校において、基礎的、基本的な学習内容の確実な定着や、自ら学び自ら考える力などの「確かな学力」の育成を図ります。 ●こどもの能力や適性、興味、関心に応じた特色ある教育課程の編成に努めます。 ●地域及び家庭、学校との連携を図り、地域に根ざした特色ある学校づくりに努めます。	教育委員会
3	職員の資質の向上・巡回相談の実施	●行政職員や教職員の資質や能力の向上をめざし、研修、研究事業の充実や知識の共有化等を推進します。 ●幼児教育・保育に関する専門的知識や経験を有する巡回支援専門員による、保護者などの相談支援や園の巡回相談を行い、教育・保育の質の向上に努めます。	教育委員会
4	保育所、小学校などとの連携・接続の推進	●保育所保育指針、保育要領、小学校学習指導要領などに基づき、これまでの取組を継続・充実させながら、接続期の支援を継続するとともに、好事例の発信等を行います。	町民課 保健福祉課 教育委員会

基本施策13 健全育成の推進

児童生徒が心豊かに成長するため、関係機関や地域と連携し、思春期の心身の健康づくりや保健対策を推進するとともに、指導、相談体制の充実を図ります。

施策名		具体的施策の内容	担当課
1	自殺対策計画の推進	●関係機関の連携及び地域の協力により、保護者やこども自身が気軽に相談できる人材や場所の確保に努め、不安や孤立を解消しこどもの自殺予防に取り組みます。	保健福祉課
2	性に関する正しい知識の普及	●教育機関、医療機関及び保健機関等の連携により、妊娠、出産、避妊、性感染症などに関する正しい情報を学ぶ機会を設け、性に関する教育と健全な思春期世代及び関係者への正しい知識の普及に努めます。	保健福祉課 教育委員会
3	喫煙防止対策	●関係機関や家庭、学校、地域の連携により、喫煙が身体に及ぼす害や家族や周囲の人々に与える影響等についての正しい知識を知り、健康について考える機会を設け、未成年者の喫煙防止及び受動喫煙対策に努めます。	保健福祉課 教育委員会
4	薬物乱用防止対策	●関係機関や家庭、学校、地域の連携により、薬物乱用防止対策に努めます。	保健福祉課
5	保健管理の推進	●学校において、保健環境衛生の維持・改善に努め、健康診断を定期的実施するなど、感染症の予防や感染症による学級閉鎖などに対応します。	教育委員会
6	保健教育の推進	●学習指導要領に基づき、保健に関する指導を通じて、健康で安全に暮らすための実践的能力や知識が身に付くよう、学習の機会を充実します。	教育委員会

施策名		具体的施策の内容	担当課
7	思春期相談	●思春期の心と身体に関する悩みの相談を行い、中学生徒、保護者及び教職員を対象とした思春期教室など学習の機会を充実します。	保健福祉課 教育委員会
8	青少年の健全育成及び非行問題への対応	●優良青少年や優良青少年育成団体表彰への積極的な推薦を実施し、地域全体で青少年健全育成への意識の醸成と、こどもの自己肯定感の向上を促進します。 ●民生委員・児童委員、スクールソーシャルワーカー、関係各課で情報を共有し、青少年の非行問題に対応し健全育成を支援できるよう連携を図ります。	町民課 教育委員会
9	スポーツ・文化活動の充実	●分館対抗スポーツフェスティバルや各分館における地域伝統文化活動など、地域におけるさまざまな子育て文化活動やスポーツ事業を実施し、こどもの心身の健全な発達を促進します。	教育委員会
10	有害環境等排除への取組	●児童生徒を取り巻く有害環境の排除に努めます。 ●小中学校において、インターネットや携帯電話等の通信機器の正しい利用方法について指導します。	教育委員会
11	保健教育に関する外部講師派遣事業	●中学生徒が自他の心身の健康を守るためにできることを学ぶ機会を設け、命や自他を尊重した行動選択・意思決定ができるこどもを育成します。	教育委員会

基本施策 14 地域でこどもを育む環境づくり

家庭、学校、地域が連携し、地域の人材を活用して、こどもがスポーツや体験活動、触れ合い活動等に参加しやすい環境づくりに努めます。

施策名		具体的施策の内容	担当課
1	地域による育成活動の支援	●学校や公共施設等を活用し、こどもがスポーツ活動等へ主体的に活動できるよう支援します。新たなスポーツの導入に取り組み、参加を促進します。	教育委員会
2	生涯学習事業の充実	●さまざまな体験や場を通じて、こどもが地域社会で主体的に生活できるよう、社会教育や体育スポーツ振興の事業など、生涯学習事業の充実を図ります。	教育委員会
3	地域に開かれた学校づくりの促進	●家庭、学校、地域の連携、協力体制を構築し、地域の人材を学校支援ボランティアとして活用するなど、学校と地域社会の連携を深め、こどもたちにとってより良い学習環境づくりに努めます。 ●コミュニティ・スクールと地域における協働活動を一体的に推進し、地域ニーズを反映した学校づくりに努めます。	教育委員会
4	郷土の歴史・文化と触れ合う機会の充実	●次代の担い手となるこどもが地域に誇りを持てるよう、学校教育において、郷土の歴史や伝統文化に触れ、郷土愛を育む機会の充実を図ります。	教育委員会
5	地域の教育力の向上	●地域の教育力の向上をめざして、声掛け活動やボランティア活動の推進等に取り組みます。	総務課 町民課 教育委員会
6	地域子育て支援拠点事業（再掲）	●子育て支援センター「つくしんぼ」において、子育て中の親子の交流や育児相談等を行うとともに、事業内容や情報提供の充実に努め、利用促進を図ります。	町民課 虹の森保育園

【基本目標5】 こどもにやさしいまちづくり

基本施策15 こどもの遊び場の確保

公共施設の活用や子育てにやさしいまちの情報提供を行い、こどもにとって安全で快適な生活環境の確保に努めます。

施策名		具体的施策の内容	担当課
1	公共施設の活用促進	<ul style="list-style-type: none"> ●公共施設の活用方法を再検討し、多様化する教育活動等に対応していきます。 ●こどもたちが安心して遊べる環境づくりに努めます。 ●全ての人が安全かつ快適に公共的施設の利用が可能となるよう、特定施設の審査などを実施します。 	関係各課
2	子育てにやさしいまちの情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ●子育てにやさしい住宅、店舗、公共施設、公園等のまちの情報提供に努めます。 	関係各課

基本施策16 良好な生活環境と定住の促進

公共施設や公共交通、住宅の環境整備等、子育て世帯が安心して暮らせる安全な生活環境を整備するとともに、若者や子育て世代の定住促進を図ります。

施策名		具体的施策の内容	担当課
1	公共交通環境の整備や公共施設のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て世帯が安心して外出できるよう、公共交通機関や公園など公共施設等において、段差の解消等のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの導入に取り組みます。 ●こどもから高齢者まで、多様な世代が集い・交流できる環境整備に取り組みます。 	関係各課
2	住宅環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て世帯にも利用しやすい町営住宅等について、「松野町住宅マスタープラン」に基づき整備を進めます。 	建設環境課
3	定住促進住宅の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●若者や子育て世代の定住促進、子育てしやすい環境整備に向け、若者定住促進住宅の建設を推進します。 	建設環境課
4	就労支援施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●少子化対策及び地域活性化の一環として、職業紹介等の就労支援施策を推進します。 	町民課 ふるさと創生課

基本施策 17 こどもの交通安全対策

こどもを交通事故から守るため、交通安全教育を実施するとともに、安全な道路交通環境の整備を推進します。

施策名		具体的施策の内容	担当課
1	交通安全活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●保育所や小中学校で、警察等による交通安全教室を実施します。また、家庭、学校、地域や関係団体と連携し、教育活動全体を通じて、交通安全教育を推進します。 ●交通安全運動期間を重点に、交通パレードや交通指導により交通安全の呼び掛けを行い、通学路や園児の移動経路の安全を点検します。 	防災安全課 虹の森保育園 教育委員会
2	安全な道路交通環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●こどもを含めた交通弱者の安全対策を推進し、交通マナーの向上と安全な道路整備に努めます。また、こどもや親子連れに配慮した、バリアフリー化を促進します。 ●こどもや妊産婦等が安全に安心して通行できるよう、歩道の新設や改良等、道路交通環境の整備に努めます。 ●関係機関と協議及び連携を図り、カーブミラーやガードレールの設置や補修を進めます。 	防災安全課 建設環境課 教育委員会 虹の森保育園

基本施策 18 こどもの防犯・防災対策

こどもを犯罪や災害等の被害から守るため、関係機関との連携を図り、防犯対策や防災体制の整備を推進します。

施策名		具体的施策の内容	担当課
1	安全・安心のまちづくりの推進	●学校施設において安全な環境を確保するとともに、けがや犯罪被害からこどもを守るよう努め、安全、安心のまちづくりを推進します。	教育委員会
2	まもるくんの家 (子ども110番の家)	●関係機関と連携し、緊急時にこどもが駆け込める場として、また地域でこどもを見守る体制として「まもるくんの家」の活動を促進します。	教育委員会
3	防犯教室や避難訓練の実施	●こどもの安全確保のため、保育所や学校において防犯教室や避難訓練を実施し、普段からの防犯体制の構築に努めます。	虹の森保育園 教育委員会
4	犯罪・被害に遭わないための取組	●街頭巡回補導や啓発のための広報活動を実施し、定期的な学校内での安全管理の点検、教職員の防犯訓練の実施、教職員の危機管理能力向上を図るための研修を実施します。	教育委員会
5	スクールガード活動の充実	●地域の教育力の向上及び防犯のため、スクールガードの活動を充実させるとともに、養成講習会を開催します。	教育委員会
6	防災意識の高揚及び 防災体制の整備	●家庭において防災意識の高揚を図るとともに、保育所や学校における備蓄など、防災体制の整備を図ります。	関係各課
7	安全管理の推進	●学校管理下で発生した事故や災害等の状況を把握し、その結果をふまえながら、連絡体制及び対応マニュアルの更新を図ります。	虹の森保育園 教育委員会

【1】教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法及び国の指針に基づき、市町村は地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して、教育・保育の提供区域を定めることとされています。

本町では、保育所の配置状況やこどもの人数を勘案し、第2期計画に引き続き、町全域を1区域として教育・保育の提供区域を設定します。

【2】量の見込みの算出について

平成27（2015）年度から「子ども・子育て支援法」に基づく子ども・子育て支援新制度が開始されました。「子ども・子育て支援法」では、全てのこどもの良質な成育環境を保障し、子育て家庭を社会全体で支援することを目的とし、制度や財源を一元化して幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的な拡充、家庭における養育支援の総合的な推進をめざしています。この目的の達成に向けて着実に計画を推進するため、今後5年間の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の見込量と、その確保方策について定めることとしています。

見込量の算出にあたっては、国の手引きに基づく「ニーズ調査結果から算出（推計）する方法」と、令和2（2020）年度以降の「各事業実績から算出（推計）する方法」があり、本町では、各事業の特性に応じていずれかの推計方法を用いた「量の見込み」を定めます。

【参考／教育・保育の認定】

子ども・子育て支援新制度に基づく教育・保育を利用する場合は、以下の区分に沿った「教育・保育の認定」を受ける必要があります。

【1号認定】保育を利用しない3～5歳児（幼稚園、認定こども園）

【2号認定】保育を必要とする3～5歳児（保育所、認定こども園）

【3号認定】保育を必要とする0～2歳児（保育所、認定こども園、地域型保育）

【3】教育・保育事業の量の見込みと確保方策

1. 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期

「教育・保育施設による量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を次のとおり設定します。この事業計画に基づき、計画期間において必要な教育・保育施設の整備を計画的に実施していきます。

（単位：人／年）

			令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
①量の見込み	1号認定	3～5歳	3	2	2	2	2
	2号認定	3～5歳	57	48	45	34	37
	3号認定	2歳	8	12	11	10	10
		1歳	9	8	8	8	7
		0歳	2	2	2	2	2
計		79	72	68	56	58	
利用方策	②利用定員総数		80	80	80	80	80
過不足（②－①）			1	8	12	24	22

提供体制 確保方策 の考え方	●本町内における幼児期の特定教育・保育施設としては、虹の森保育園の1園であり、保育ニーズと教育ニーズの受け入れができるよう、令和2（2020）年より特別利用保育の実施を開始しました。
----------------------	---

2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期

「地域子ども・子育て支援事業による量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を次のとおり設定します。この事業計画に基づき、計画期間において必要な事業を計画的に提供していきます。

（1）利用者支援事業

こどもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う事業です。今後は両部門を併せもった、こども家庭センターの設置を検討します。

		単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
基本型・特定型 (子育て支援 センター)	量の見込み	か所	0	0	0	0	0
	確保方策	か所	0	0	0	0	0
母子保健型 (子育て世代包括 支援センター)	量の見込み	か所	1	1	1	1	1
	確保方策	か所	1	1	1	1	1

提供体制 確保方策 の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●令和2（2020）年に子育て世代包括支援センターを設置。妊娠・出産・子育てにわたり、切れ目のない支援や相談を行っています。 ●子育て支援センター「つくしんぼ」において、子育て中の親子の交流や育児相談等を行い、子育て仲間を作る場を提供します。 ●今後はこども家庭センターの設置を検討します。
----------------------	---

(2) 地域子育て支援拠点事業

地域の身近な場所で子育て中の親子の交流を図り、子育ての不安軽減や仲間づくりの支援を行う事業です。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	人/月	49	56	51	48	45
確保方策	か所	1	1	1	1	1

提供体制
確保方策
の考え方

- 本町では虹の森保育園に併設している子育て支援センター「つくしんぼ」にて事業を実施しています。利用者を本町民に限っていますが、里帰り出産等や本町への移住希望者も利用できるように体制を整備します。
- 関係機関との連携を図りながら、サポートが必要な子育て家庭が利用へと繋がるように支援します。

(3) 妊婦健康診査事業

定期的に医療機関においてお腹の赤ちゃんの成長や妊婦の健康状態を確認し、母子共に健康で安心した出産ができるよう支援する事業です。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	対象人数	人	9	9	9	8
	健診回数	回	14	14	14	14
	延べ受診人数	延べ人	126	126	126	112

提供体制
確保方策
の考え方

- 今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できている状況です。今後とも、更なる充実をめざし、母子健康手帳交付時から状況把握に努め、妊婦健診や妊婦全戸訪問を通して、保護者との関係性を構築し、出生後も継続して関わりが持てるような体制づくりに重点を置きます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいる全ての家庭を保健師が訪問し、乳児の発育状況の確認、母親の健康相談、育児相談及び子育て支援に関する情報提供等を行う事業です。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	対象者数	人	13	13	12	11
確保方策	実施数	件	13	13	12	11

提供体制
確保方策
の考え方

- 今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できている状況です。引き続き、サービスの充実にも努め、訪問率100%をめざします。

(5) 養育支援訪問事業

育児に不安のある人や養育環境が気になる家庭に対して、支援が必要な場合に保健師が訪問して、保護者の育児や家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児、家事援助など）を行う事業です。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	家庭	0	0	0	0	0
確保方策	家庭	0	0	0	0	0

提供体制
確保方策
の考え方

●養育支援訪問事業の実施は予定していませんが、保健師による乳児訪問や個別の対応により支援します。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病や出産、冠婚葬祭やその他の理由で、家庭において一時的に児童を養育することが困難になった場合に、宿泊を伴った一時預かりを行う事業です。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	延べ人	14	13	13	10	11
確保方策	か所	1	1	1	1	1

提供体制
確保方策
の考え方

●令和3年度より児童養護施設1か所へ業務委託し、事業を実施しています。引き続き、サービスの充実に努めます。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子育ての援助をしてほしい人と、子育ての援助をしたい人が育児の相互援助を行う事業です。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	延べ人	0	0	0	0	0
確保方策	か所	0	0	0	0	0

提供体制
確保方策
の考え方

●一時的な保育ニーズの受け皿を確保できるよう、一時預かり保育の実施を検討します。

(8) 一時預かり事業

保護者の就労や疾病・出産などにより、保育が一時的に困難となった場合に、保育所等において一時的な預かりを行う事業です。

幼稚園及び認定こども園（短時間）の在園児については、「稚園・認定こども園（短時間）における預かり保育」により実施し、保育所、幼稚園、認定こども園に在籍していない場合は「保育所等における一時保育」により実施する事業です。

		単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
幼稚園・認定 こども園短時 間在園児対象	量の見込み	延べ人	12	12	12	12	12
	1号認定	延べ人	0	0	0	0	0
		延べ人	12	12	12	12	12
	確保方策	延べ人	12	12	12	12	12
保育所等にお ける一時保育	量の見込み	延べ人	24	24	24	24	24
	確保方策	延べ人	24	24	24	24	24

提供体制 確保方策 の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●特別利用保育認定児童に対する一時預かり（教育時間外の保育）を実施します。 1号認定の子どもについて、虹の森保育園で一時預かりを実施 【実施時間】保育の提供を行わない日：8：30～14：00 上記以外の日：14：00～16：00 ●保育園等施設に入所していない子どもに対する一時預かりの実施を検討します。
----------------------	---

(9) 時間外保育事業（延長保育：保育所、認定こども園（長時間））

通常の保育時間を超えて保育を行う事業です。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み①	人	24	22	21	17	20
確保方策②	人	25	25	25	25	25
	か所	1	1	1	1	1
過不足（②-①）	人	1	3	4	8	5

提供体制 確保方策 の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●本町では、短時間保育認定のこどもが保育標準時間までの利用ができるよう、延長保育を実施します。
----------------------	---

(10) 病児・病後児保育事業

児童が病気により集団保育が困難であり、家庭で保育ができないときに看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かる事業です。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	延べ人	96	78	72	60	72
確保方策	延べ人	96	78	72	60	72
	か所	1	1	1	1	1
	定員	6	6	6	6	6

提供体制
確保方策
の考え方

- 令和7年1月20日から、鬼北町と共同運営により病児・病後児保育事業「キッズケア・すまいるばっけ」を開設しました。
月曜日から金曜日（午前8時00分から午後6時00分まで）
保育所、認定こども園、幼稚園もしくは小学校に在籍している、生後6か月から小学6年生までの児童が対象です。
- 定員が6名のため、すべてのニーズに応えられるよう、サービスの充実に努めます。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後に適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み①	人	39	37	38	40	39
低学年	人	33	31	32	34	29
1年生	人	15	13	13	13	7
2年生	人	10	10	11	11	12
3年生	人	8	8	8	10	10
高学年	人	6	6	6	6	10
4年生	人	3	5	5	5	9
5年生	人	1	1	1	1	1
6年生	人	2	0	0	0	0
確保方策②	人	40	40	40	40	40
過不足（②-①）	人	1	3	2	0	1

提供体制
確保方策
の考え方

- 令和7年4月から令和6年度に新に整備した森の国児童センターで「なないろキッズ」を実施します。子どもたちが安全・安心な環境で放課後を過ごすことができるよう、安定的かつ持続的な放課後児童クラブの運営に努めます。また、保護者の就労ニーズに合わせた事業の充実にに向けた検討を行います。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、子育て支援施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等物品の購入に要する費用や、行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

提供体制 確保方策 の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●町内在住の園児にかかる給食費（主食・副食）を免除しているので、保護者の負担はありません。 ●学校給食費半額補助（物価高騰に係る保護者負担軽減を含む）（年間を通じて実施） 食育加算補助（週1回、1人あたり110円） 地産地消加算補助（毎学期1人あたり1,000円）
----------------------	---

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究のほか、多様な事業者の能力を活用した施設の設置や運営を促進するための事業です。

提供体制 確保方策 の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●現在、本町では事業を実施していませんが、今後の動向をみながら実施の検討を進めます。
----------------------	--

(14) 子育て世帯訪問支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦、支援を要するヤングケアラー等を対象として世帯を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。

提供体制 確保方策 の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●現在、本町では事業を実施していませんが、今後の動向をみながら実施の検討を進めます。
----------------------	--

(15) 児童育成支援拠点事業

養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象として、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業です。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	人	2	2	2	2	2
確保方策	か所	1	1	1	1	1

提供体制 確保方策 の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て支援センター「つくしんぼ」において、子育て中の親子の交流や育児相談等を行い、子育て仲間を作る場を提供しています。
----------------------	--

(16) 親子関係形成支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者等を対象として、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、こどもの発達の状況等に応じた支援を行う事業です。

提供体制 確保方策 の考え方	●現在、本町では事業を実施していませんが、子育て支援センター「つくしんぼ」では、子育て親子の交流の場の提供、「まつぼっくり」では、妊娠・出産・子育てに関する相談を行っています。
----------------------	--

(17) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

提供体制 確保方策 の考え方	●子育て世代包括支援センター「まつぼっくり」で、妊娠・出産・子育てに関する相談を行っています。
----------------------	---

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保護者が働いていなくても、こどもが生後半年から満3歳未満であれば、月10時間までは保育園へこどもを預けられるようになる制度です。

		単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	0歳児	述べ人	0	0	60	60	60
	1歳児	述べ人	0	192	192	192	192
	2歳児	述べ人	0	192	192	192	192
確保方策	0歳児	延べ人	0	0	60	60	60
	1歳児	述べ人	0	192	192	192	192
	2歳児	述べ人	0	192	192	192	192

提供体制 確保方策 の考え方	●現在、本町では事業を実施していませんが、令和6（2024）年度から全国で試験的に実施が始まり、令和8（2026）年度から本格的な施行が予定されています。 ●令和8年度から虹の森保育園にて実施予定です。事業実施に向けて、受入れ体制づくりを進めていきます。
----------------------	--

(19) 産後ケア事業

産後ケアを必要とする出産後4か月未満の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業です。

提供体制 確保方策 の考え方	●現在、町内で利用できる施設はありませんが、宇和島市の「市立宇和島病院」「長野産婦人科」「山内産婦人科」が実施施設となっています。
----------------------	---

第7章 計画の推進

【1】計画の推進体制

1. 庁内連携体制の充実

子育て支援に係る施策は、教育・保育のみならず保健、福祉、医療など庁内の多様な事業分野に及ぶことから、全庁で取り組む必要があります。

本計画の推進にあたっては、庁内の関係部署が十分に連携し、庁内横断的にさまざまな取組を推進する体制の充実を図ります。

2. 周辺市町や県との連携、調整

子育て支援に関する制度の円滑な運営を図るためには、こどもや保護者のニーズに応じて、保育所等の子育て支援施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に提供していく必要があります。その中で、保育の広域利用や障がいのあるこどもへの対応など、広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、周辺市町や県と積極的に連携、調整を図り、全ての子育て家庭が安心して暮らせる体制の整備に努めます。

3. 地域ぐるみで子育てを支援する体制づくり

多様化する子育てニーズに適切に対応するため、研修等を通じて保育士や保健師、栄養士などさまざまな専門職員の技術力や専門性の向上を図ります。また、地域における子育て支援の担い手の育成をはじめ、地域ぐるみで子育てを支援する意識の醸成を図り、多様な主体が子育て支援に参画できる体制づくりを推進します。そのため、本計画をはじめ子育て支援に関するサービス等の情報を、広報紙や町ホームページ等を通じて広く町民に向けて周知、啓発します。

【2】進捗状況の点検・評価

施策の進捗状況等について、定期的に庁内で点検、評価を実施するとともに、「松野町子ども・子育て会議」を適宜開催し、子育て支援の取組に対する実施状況を検証し、今後の取組への反映に努めます。

1. 松野町子ども・子育て会議条例

平成26年3月25日

条例第2号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項及び第3項の規定に基づき、松野町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事項

(2) 児童福祉に関する事項のうち、子ども・子育て会議で調査審議することが適当と認められる事項

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 子どもの保護者

(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(3) 教育関係者

(4) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴き、又は委員以外の者に対し資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2. 松野町子ども・子育て会議委員名簿

○令和6（2024）年度 松野町子ども・子育て会議委員名簿

委嘱期間：令和6年4月1日～令和8年3月31日

番号	所属役職名	氏名
1	松野町中学校PTA副会長	谷口 清二
2	保育園保護者代表	沖野 健治
3	保育園保護者代表	八十島 絵莉加
4	主任児童委員代表	金谷 幸
5	松野町校長会会長	水野 俊英
6	松野町保育園園長	毛利 賢治
7	教育課課長	戎 秀之
8	保健福祉課課長	瀧本 美樹

※（敬称略・名簿順）

○事務局

所属役職名	氏名
町民課 課長	芝 吉彦
町民課 課長補佐	矢野 誠一
町民課 係長	岩城 洋子

第3期 松野町子ども・子育て支援事業計画

令和7（2025）年3月

発行／松野町役場 町民課

〒798-2192 愛媛県北宇和郡松野町大字松丸343

TEL (0895) 42-1113

FAX (0895) 42-1119

